

令和5年第2回津南町議会定例会会議録

(6月14日)

招集告示年月日		令和5年6月1日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和5年6月14日 午前10時00分			閉会	令和5年6月16日午後0時16分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	滝沢元一郎	応・出	8番	村山道明	応・出	
	2番	小木曾茂子	応・出	9番	吉野 徹	応・出	
	3番	久保田 等	応・出	10番	栞原洋子	応・出	
	4番	欠 員		11番	津端真一	応・出	
	5番	桑原義信	応・出	12番	草津 進	応・出	
	6番	江村大輔	応・出	13番	風巻光明	応・出	
	7番	石田タマエ	応・出	14番	恩田 稔	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原 悠	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	太田 昌	○	
	副町長	根津和博	○	観光地域づくり課長	村山 詳吾	○	
	教育長	島田敏夫	○	DMO推進室長	石沢久和	○	
	農業委員会 長	涌井 直	○	建設課長	鴨井栄一郎	○	
	監査委員	藤ノ木 勤	○	教育委員会教育次長	高橋昌史	○	
	総務課長	鈴木正人	欠	会計管理者	鈴木真臣	○	
	福祉保健課長	野崎 健	○	病院事務長	小林 武	○	
	税務町民課長	小島孝之	○				
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	保坂 晃久	議会事務局班長	太田 一規		
会議録署名議員		1番	滝沢 元一郎	11番	津端 真一		

[付議事件]

(6月14日)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会の報告

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 一般質問(5名)

議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

ただいまから令和5年第2回津南町議会定例会を開会し、これより本日の会議を開きます。

—（午前10時00分）—

議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

会議録署名議員の指名

議長（恩田 稔）

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、1番、滝沢元一郎議員、11番、津端眞一議員の両議員を指名いたします。

日 程 第 2

議会運営委員会の報告

議長（恩田 稔）

議会運営委員会の報告を行います。

本定例会の運営について議会運営委員会を開いておりますので、議会運営委員長から報告いただきます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（草津 進）

ブランド米、魚沼産コシヒカリの作付けがほぼ完了し、新緑真っ盛りとなりました。また、畑作も順調に進められております。

我々の任期も残すところわずかとなりました。そんななか、第2回定例会の運営について、6月7日に委員会を開催いたしました。その結果を御報告いたします。

一般質問者8名、議案等27件であります。本日6月14日は一般質問者5名、明日15日は3名といたします。引き続きネット中継も行います。質問、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策もしっかりと行い、議長の指示によって、活発なやり取りとなりますよう一歩進んだ議会となることを高く望みます。

会期は、6月14日から16日までの三日間といたします。

以上、委員会報告といたします。。

日 程 第 3

会期の決定

議長（恩田 稔）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの三日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月16日までの三日間と決定いたしました。

日 程 第 4

諸般の報告

議長（恩田 稔）

諸般の報告を行います。

本日まで受理した請願は、お手元に配布した写しのとおりです。

請願第2号「森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める請願書」を産業建設常任委員会に付託いたしました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配布したとおり提出されましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終了いたします。

日 程 第 5

一般質問

議長（恩田 稔）

一般質問を行います。

通告に従って、順次発言を許可いたします。

質問は、1回目は演壇で、2回目以降は質問席で行ってください。

なお、一般質問は1議員につきおおむね60分以内に制限し、3回以上の発言を許可いたします。質問、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

議長（恩田 稔）

3番、久保田等議員。

（3番）久保田 等

トップバッターということですが、よろしく申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

1. 1点目ではありますが、子育て世代（若者）の人口増対策について。津南町の人口は、令

和5年4月時点で8,771人まで減少しています。2045年には6,000人を割り込み、5,827人まで減少する予想が出ています。心配なことは、生産年齢人口が今47.3%ですが、既に令和7年度には、高齢人口と逆転してしまうことです。高齢化率も、津南町は新潟県の他の自治体に比べても今時点で43.3%と高くなっています。人口減少を少しでも緩やかにすること、高齢化率を少しでも下げるためには、子どもを増やすことです。そのためには、子育て世代を増やすことが一番の課題だと思われまます。そこで、町も総合振興計画では25歳から35歳の若者を毎年10人ずつ増やそうと計画しておりますが、下記3点について、増加対策の具体的取組についてお伺いします。

- (1) 住居について。12月に空き家調査をしましたが、その後、調査結果を踏まえて、空き家バンクに登録するまでの過程、今現在の進捗状況と今後の予定をお聞かせください。
- (2) 仕事について。「株式会社あわえ」の紹介で、ようやく旧外丸小学校に「リングロー株式会社」に来ていただくことができましたが、町として、株式会社あわえに依頼しているほかに、町独自でどのような若者、特に女性の働ける企業誘致を進めているか、お伺いします。
- (3) 子育て支援について。他の市町村に目を向けると、出雲崎町では、子育て支援対策が功を奏し、2022年度の転入者124人中、39歳までの子育て、子ども世帯が97人で、8割を占めています。4,000人余りの町ですが、過去6年間、子育て世代の転入者は60人を超えています。津南町と言いますと、希望する子育て世代は増えていません。

そこで、下記2点について、お聞きします。

- ① 津南町は子育て世代が増えない要因は何か。
- ② 子育て世代を増やすために効果的な、今年度、来年度取り組まなくてはならない事業があるか。

2. 大きな2点目、ふるさと納税増（津南ファン増）対策について。2023年度の全国自治体のふるさと納税額は総務省からまだ発表されていませんが、弥彦村は前年度より1億5,000万円多い6億6,000万円、三条市は前年度15億円から一気に50億円を突破したように、他の自治体が増えているなか、津南町は低水準で横ばい、厳密に言えば減少となっています。

下記2点についてお伺いします。

- (1) 伸び悩みの要因分析はしたか、お伺いします。
- (2) 2月に民間のふるさと納税推進アドバイザーを入れ、アドバイスを受けたと思うが、具体的にどのようなアドバイスを受けたか、お聞きします。
 - ① そのアドバイスを受け、町としてどのような施策を計画し、取り組んでいるのか。
 - ② また、アドバイスのほか、町として取り組んでいる施策はあるか。
 - ③ 今年度のふるさと納税額の目標額は幾らか、お伺いします。

檀上からは以上となります。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

3番、久保田等議員にお答えいたします。

大きな1点目、子育て世代・若者の人口増対策に関する御質問の1点目です。住居について、空き家バンクに登録するまでの過程、進捗状況、今後の予定についてお答えします。令和4年度に職員が集落嘱託員の御協力をいただきながら、6年ぶりに全町を対象とした空き家実態調査を行いました。空き家として計上された住宅は367戸あり、そのうち214戸が再利用可能住宅でした。これまで空き家バンクへの登録については、広報などの周知活動を通じて、貸し手側が役場に相談し、その後、掲載情報をまとめてホームページに掲載するという流れで行ってまいりました。今年度につきましては、令和4年度に行った調査結果を利用し、再利用可能住宅の所有者に郵送で意向調査を行います。その後、空き家バンクに登録意向の方に対して、更に詳細な聞き取り調査を行ってから登録となります。現在の進捗状況は、再利用可能住宅の所有者の住所確認を行っており、整理でき次第、意向調査を行う予定です。また、現状の空き家バンクの課題として、相続協議が完了していないことからスムーズに空き家バンクに登録できないという事例が発生しており、このことから、今年度、空き家所有者を対象とした空き家に関するセミナーの開催を予定しております。セミナーでは、相続や終活などの話題と絡めたテーマを検討しており、再利用可能住宅の意向調査の際に、本セミナーの告知も踏まえ、準備しているところです。

2点目、仕事について、町独自で若者の働ける企業誘致を進めているかについてお答えいたします。令和3年度からサテライトオフィスの企業誘致事業に取り組み、昨年度、空き校舎となっていた旧外丸小学校を活用しまして、リングロー株式会社様から企業進出をさせていただきました。現在、町内の雇用者は1名ですが、今後の事業展開のなかで雇用者の拡大を期待しております。また、今年度も、地方に進出を検討している企業とのプレゼンテーションや商談を行い、津南に合った企業の誘致を目指します。町では、多くの地域雇用者を見込める一方、広大な土地取得や設備投資にお金が掛かるため、実現までのハードルが高い大規模企業誘致よりも、比較的成本も掛からず、企業にとっても取り組みやすいサテライトオフィス誘致のほうを今後も進めてまいりたいと考えております。私自身も企業訪問を行うなかで、津南町に興味を持っていただける企業もあり、津南町を気に入ってくれ、町の資源を利用した事業展開を考えている方々に積極的にPRをしております。津南町の認知がなかった企業様向けには、自治体と企業を結ぶ委託事業としての紹介が有益であります。日頃お付き合いのある企業とのつながりにおきましても企業誘致は進められ、職員も企業誘致を常に意識した事業活動を行っています。これらの活動が若い方々や女性が働けるような企業誘致につながっていくものと考えております。さらに、県が進めている新たな企業誘致推進事業「チャレンジ新潟プロジェクト」を活用し、地域課題を集約し、企業から事業提案を受けて、そこからも企業誘致につなげてまいります。地域の中高生を対象に地域を支える産業や企業を理解・体験する「まちの産業発見塾」を今年度も開催します。昨年度は管内企業46社、1,008名の生徒が参加し、生徒たちが地域企業の事業内容を理解するという貴重な機会となりました。また、津南中等教育学校では、「未来図鑑—妻有の仕事人—」という冊子を作成しました。これは生徒自ら津南町と十日町市の

事業所を訪問し、仕事人から話を聞き、その人の仕事内容を紹介したものです。いずれも、すぐに雇用には結び付きませんが、将来的な地元就職の意識の醸成と地域産業の人材確保を図り、若い方々がこの地域で働くことにつなげてまいりたいと考えます。

3点目、出雲崎町では、子育て支援対策が功を奏し、子育て世代の転入者が増えている。津南町は子育て世代が増えない要因は何か。子育て世代を増やすために今年度、来年度取り組まなくてはならない事業はあるかについてお答えいたします。津南町での令和4年度の転入者は160人でしたが、そのうち0歳から39歳までの方が115人、71.9%となっております。転入者に限っては議員からお話のありました出雲崎町同様、若年世代の割合が高くなっております。ただ、町の住民基本台帳での令和5年3月末での人口は8,787人で、うち0歳から39歳までの方は2,400人、27.3%と低い割合となっております。子育て世代が増えない要因として、津南町に限りませんけれども、若い世代の経済状況や雇用環境の悪化なども背景にあると考えます。

子育て世代を増やしていくには、婚姻数・出生数を増やす、津南町の子どもたちが将来町に定着する率を上げる、転入の絶対数を増やすといった取組を進めていくことが必要であると考えております。

婚姻・出生数を増やす取組としましては、新年度予算では、「ライフステージに寄り添った少子化対策・子育て支援を届けます」として、結婚支援のための出会いの場創出事業や—これは本当に小さい額ですけれども、大変重要ですので、議員からもPR活動など御協力いただきたいと思っております。— 保育園使用済みおむつ持ち帰りゼロ事業、高等学校遠距離通学費補助事業を行っています。

町の子どもたちが将来町に定着する取組としましては、「特色ある産業が持続的に成長するまちをめざします」として、企業誘致事業や企業支援事業を行い、魅力ある働く場の創設を目指します。

転入の絶対数を増やす取組としましては、今ほど申し上げました取組のほか、安心できる医療・介護体制づくりや暮らしの安全を守り利便性を高める取組により、住みやすく働きやすい町づくりを行うとともに、空き家バンクをはじめとした移住・定住の取組を進めてまいりたいと考えています。

さて、大きな2点目です。ふるさと納税増額対策に関する御質問の1点目、ふるさと納税の伸び悩み要因分析及び2点目、ふるさと納税推進アドバイザーに関する御質問は関連がございますので、一括してお答えいたします。ふるさと納税額につきましては、平成30年度からは毎年前年度比で増えており、令和4年度は過去最高の2億105万3,000円となりましたが、議員の御質問のとおり、市町村によっては大きく寄附額を伸ばしている所もあり、要因分析を行っており、寄附額の増に取り組んでいく必要がございます。伸び悩みの要因としましては、ふるさと納税を寄附したい町として津南町を認知していただけないこと。町として、まだ津南町の認知度が低いということですね。ふるさと納税返礼品の品ぞろえや返礼品の魅力が不足していることなどが挙げられると思います。

2月から民間複業人材を活用した津南町ふるさと納税プロモーション推進アドバイザーから就任いただきまして、打合わせを重ねております。そのなかで、新規寄附者の獲得と津南ファンを増やし、リピーターを確保するということを目標とさせていただきました。受け身でなく、プッシュ型の情報発信を行うこと、津南町に寄附を行ったことを印象強く

させることが効果的であるというアドバイスを受けております。

具体的な取組として、ふるさと納税専用の SNS を活用した情報発信を行うこととし、ふるさと納税に関わる情報はもちろん、津南町の様子や事業者の紹介、キャンペーン等を定期的に発信し、津南町の認知を高めてまいります。また、これまで無かった体験型の返礼品開発を進めることとし、オーナー券やイベント参加券等の返礼品を新たに開発し、津南町への関心を高めてまいります。その他、ふるさと納税入り口であるポータルサイトの充実を進めており、昨年4月には三つのサイトだったものが現在8サイトまで増やしております。私も様々な機会を捉えまして、津南町と津南町のふるさと納税の売込みを行ってまいりたいと考えております。

今年度のふるさと納税目標額は、前年度の5割増の3億円、一定程度の目標と考えておりますが、引き続き、力を尽くしてまいりたいと思っております。なお、5月末現在のふるさと納税額は575件2,287万円で、昨年度の同じ時期に比べ、件数で178件、金額で903万円増えているといったような現在の状況でございます。

壇上からは以上となります。

議長（恩田 稔）

3番、久保田等議員。

（3番）久保田 等

子育て世帯の人口増対策から再質問いたします。前回、一般質問で、津南町総合振興計画で移住者の人数の目標値を上げていて、結果が空欄になっていることを指摘したのですが、移住者の定義が決まらずに、そこは入れられないというふうに回答があったのですが、やはり移住者のカウントがはっきりしないと、今、取り組んでいる施策は本当に効果が出ているのかどうかというのがやっぱり見えてきませんし、今後の移住対策にしても、施策を立てる上でも非常に重要になってくるのですが、その後、移住者の定義というのは決めたのでしょうか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（村山詳吾）

移住者の定義でございますけれども、現在町としては、先般の定例会でお答えしたとおり定めてはございませんが、県の調査で現在定義がございまして、移住者につきましては、移住の意思を持った方が転入する人であって、転勤及び学業による転入を除くという考えをベースに町も基準として統計の数字としては把握してございます。

議長（恩田 稔）

3番、久保田等議員。

(3番) 久保田 等

そうであれば、先ほど町長の答弁の中で、転入者が160人いたということなのですが、転入者イコール移住者ではないと思うのですけれども、その点は区別がどうついているのでしょうか。

議長 (恩田 稔)

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長 (村山詳吾)

転入者の数字というのは、税務町民課の窓口で把握できておる数字で、その数字をいただきながら、県の調査、先ほど話しましたとおり、転勤者や学業による転入除くもの、また、町の独自といいますか、県の調査の中にもあるのですけれども、県内の移住者という数字を除いてございますし、町としましては県に報告する際に、同一年でまた転出される方、65歳以上の方、外国人の方を除いた数字を県に報告してございます。

議長 (恩田 稔)

3番、久保田等議員。

(3番) 久保田 等

あれから私、近隣の市町村に聞いてみたのですが、移住の定義が決まっているかどうかとか、カウントの仕方を聞いたのですけれども、例えば十日町市ですと、152人、166人、去年は162人、世帯数で92世帯が移住してきました。十日町市は、地域おこし協力隊が非常に定着率・定住率も多いのですが、それはカウントしていないのですけれども、やはり移住者が多い所というのは、移住者に対して補助金を多く出しているところがありまして、それ目当てではないのですけれども、やはり補助金を出しているということで、皆さんが転入するときに、その補助金の申請をしてくるそうなのです。その時に、定義としては、5年以上確実に移住の意思があるかという、それをはっきり確認しているそうなのです。だから、やはり学校の関係だとか仕事の関係で一時的に来たのは、移住の定義としては入れていないということではっきりと。聞いた自治体は、ほとんどというか全部、やはりそういうふうにはっきり移住の意思を持った方ということを確認しているのです。補助金をお支払いするとなると、厳しく詳しく聞く必要があると思うのですが、津南町は、そういうことがあるかないか分かりませんが、転入する際に、強制的ではなくても、任意でアンケートとか、そういうふうを確認することというのは可能なのでしょうか。

議長 (恩田 稔)

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長 (村山詳吾)

ちょっと説明が不足していたのですけれども、そのアンケートにつきましては、今年4月から税務町民課の協力をいただきながら、それこそ任意なのですけれども、転入の際に

聞き取り調査ということでお願いしてございます。そのなかでは、代表者の方に、転入の理由であるとか、転出の予定、今おっしゃったように5年以内に転出があるか、転入する際にほかの地域を検討したかどうかなど、そのような調査を行ってございます。

議長（恩田 稔）

3番、久保田等議員。

（3番）久保田 等

今、おっしゃったように、移住した方がなぜ津南町を選んだかというのが、そこが一番知りたいところだと思うので、アンケート取っているのであれば、ぜひ取り続けていただきたいと思います。

それでは、本題に入るといえるか、空き家バンクの登録の件でお聞きします。実態調査というのは5年ごとに行われていまして、5年前にも調査が行われて、200件ぐらいあったかと思うのですが、そのうちの大体どのくらいの方と連絡が取れているのでしょうか。お伺いします。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（村山詳吾）

町の空き家実態調査というのは令和4年に行ったのですが、その前、まず平成28年に行っております。特に5年おきという、そういう区切られた数字ではないのですが、一応そのスパンで行いました。先ほど、町長答弁の中でもあったとおり、今回、令和4年度の空き家調査につきましては、住宅として空き家であったものが367棟、そのうち、再利用可能な住宅ということで214棟を外観等、嘱託員の聞き取り等で確認してございます。そして、それにつきまして、これから意向調査をかける予定で、現在準備を進めてございます。

議長（恩田 稔）

3番、久保田等議員。

（3番）久保田 等

214棟は外観上は利用可能ということなのですが、そのうちの持ち主が分かって連絡取れそうな所は、どのくらいあるのでしょうか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（村山詳吾）

それこそ、今その準備をしているというところでございます。先ほど、町長答弁でもあ

ったとおり、まず、そちらの聞き取りで把握できるところ、まず住所が分かる方の聞き取りをしたいと思っておりますので、この 214 棟、全部が全部再利用の意向調査ができるかどうかというのは未確定でございます。

議長（恩田 稔）

3 番、久保田等議員。

（3 番）久保田 等

調査は昨年度で終わったわけですがけれども、最終的に、持ち主に連絡が行くのは大体いつをめどにしているのでしょうか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（村山詳吾）

できるだけ早く行いたいと思っておるのですがけれども、現在、所有者の住所確認を行っておりますので、それができ次第、すぐに行いたいと思っております。時期的なものが、何月からというのがちょっとはっきりと言えないのですがけれども、できるだけ早く取り組みたいと思っております。

議長（恩田 稔）

3 番、久保田等議員。

（3 番）久保田 等

やはりいつまでというのを決めないと。担当者に直接会って聞いたのですがけれども、たった 1 人でやっているのです。それも自分の仕事を持ちながらやっています、もうはっきり言ってしないまま。住所も分からない所も多いし、忙しいし、やっている本人はいつまで掛かるか分からないような状態なのですがけれども、常識として、それは理解しているのですか。担当者が困っているというのは。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（村山詳吾）

担当を決めて業務を行っておりますけれども、当然、この仕事以外にも業務を持っております。また、その個々の仕事の業務量等は把握しているつもりでございますし、その関係で、なかなか事務が進まないというのは、また内部でも整理して、できるだけ早めに行えるようなかたちで検討していきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

3番、久保田等議員。

（3番）久保田 等

そういう事務仕事というのは、今回、採用した移住コーディネーターの仕事にはしていないというか、頼む予定はないのですか。お手伝いしてもらおうようなことは。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（村山詳吾）

当然、同じ課の中に移住コーディネーターがおりまして、そこでできる範囲の作業という部分はお手伝いはお願いすることありますけれども、全部を全部任せるとか、そういうことはございませんので、協力できる範囲でお願いはしてございます。

議長（恩田 稔）

3番、久保田等議員。

（3番）久保田 等

このことを言ってもきりがないのですけれども、全てができるだけがんばるとか、そういう回答であれば、やはりもういつまでにやると決めて、決めたら、どういう施策をしたらいつまでに終わるかという、それをやっぱり作らなければだめなのです。計画書をですね。いつまでにやるという計画作って、そのためには、いつまでに何を実行しなければだめだという、それを作らなければ、やっぱり進んでいけませんよ。これは、移住・定住のことだけではないのだけれども。全てが何かこういうふうになっているような気がして仕方ないのですけれど、きりがないので、この件はこれでやめます。

空き家調査で登録していく仕方なのですけれども、とりあえずその本人、空き家の持ち主に手紙を出す、それはどういう内容なのですか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（村山詳吾）

まずは、お手紙を出して、空き家バンクに登録できるものか、登録する意思があるかということをお聞きしたいと思います。一つのお願いで詳細なことをすると、また負担になりますので、そのなかで空き家バンクに登録できる、したいという意向があった方に再度もうちょっと細かい調査をかけて、二段階で調査をかけていきたいと考えてございます。

議長（恩田 稔）

3番、久保田等議員。

(3番) 久保田 等

仮に登録する意思があるというふうに回答をいただいたものに関しては、その後はどう
いう手続きをされるのでしょうか。

議長 (恩田 稔)

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長 (村山詳吾)

空き家バンクに登録するに当たって、まず、所有のかたちがどうなっているか。先ほど、
町長答弁の中でもあったとおり、相続登記等、その辺がはっきりしないものの中にあると
思いますので、その辺の権利関係をまず確認したいと思います。あと、建物の中、どのよう
なかたちになっているか。例えば、整理がついているものか、すぐにでも貸出しができる
ようなものか、その辺を実際の具体的な住宅の内容、それに含めて、土地等の関係もござ
いますので、そこの所在地の土地の関係、また、農地等も含めていろいろございますので、
その辺も含めて総合的に調査をしていきたいと考えてございます。

議長 (恩田 稔)

3番、久保田等議員。

(3番) 久保田 等

空き家の中を調査して、その空き家がどういう状態かというのを、それは何か基準が決
まっているのでしょうか。例えば、前も言ったように、市場性が高く安全性も高いとか、
ちょっと古いけれども場所が良いからリフォームすれば使えるとか、そういうふうに町と
して、どのレベルなのかという基準があるのでしょうか。

議長 (恩田 稔)

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長 (村山詳吾)

町として、そのような基準というのは特に設けていないのですけれども、当然、立地条
件であるとか、築年数、修繕が必要かとか、その辺は結構細かく聞き取りは必要ではない
かと思います。

議長 (恩田 稔)

3番、久保田等議員。

(3番) 久保田 等

その調査に専門家の建築屋とか不動産屋とか、そういう方が同行しなければいけないと
思うのですけれども、そういうところはどういうふうなお願いというか、移住サポーター

ということで、お願いするようなかたちになっているのでしょうか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（村山詳吾）

その辺につきましては、またちょっと整理していかなければいけないと思いますけれども、場合によっては、そういう特別の資格を持っている方の助言なりいただきながらしなければいけないケースも出てくると思いますし、また、町の聞き取りのなかで対応できるものもあるのではないかと考えてございます。

議長（恩田 稔）

3番、久保田等議員。

（3番）久保田 等

今ほど、お話を聞いているだけですと、調査は終わっているのですけれども、なかなか登録するまでには容易ではないというのが理解できました。先ほどもお聞きしましたけれども、前回、調査をして、それが実際に登録に至ったというのはどのぐらいあったのですか。それはほとんどゼロに等しいのであれば、あんまり価値がないと言えるので。時間ばかり掛けても。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

前回、前々回、第1回目の時、私が担当しておりました。その時は、20件ぐらい使ってもいいよ、貸してもいいよという所あったのですけれども、結局、空き家バンクに登録されたのは1桁、確か5か6ぐらいだったかと記憶しております。

議長（恩田 稔）

3番、久保田等議員。

（3番）久保田 等

空き家の件ですけれども、やはり住む所がやっぱり移住者には非常に大事なのです。前回も言ったように、飯山市が総合で2位になったというのは、やっぱり住む所をすごく重視していたことなのです。今回、阿賀町が子育て世代の移住者が多いというのも、やっぱり町営住宅の入居を始めたことと、4年前に町が造成した団地の分譲を開始したことが寄与したという、阿賀町の担当の方がそうおっしゃっていますし、実際、県の人口移動調査による転入理由を見ましても、住宅という項目がすごく目立っているのです、やはり住居というのは、転入者を迎え入れるために非常に重要な要素なのです。そういうことで、この

空き家バンクの登録というのはいつになるか分からないので、それと並行して、やはり住む所を確保するために、町に今、教員住宅が空いているのがあると思うのですけれども、それは医者や看護師用に確保しておかなければいけないようなことを今までお聞きしたのですが、実際はどのように、空き家のままだともったいないので、どういうふうなお考えなのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

現在、美雪町の町営住宅、これは1人世帯、独身世帯用の住宅でございます。一昨年でしょうか、職員のチームで移住・定住の提案をいただきました。その時には、いわゆる看護系とか福祉系の、そういう方から入っていただくような提案をいただいています、まだこれからですけれども、教育委員会、建設課、総務課、福祉保健課等でチームを作って、どのような取り扱い方、どのような方に入っていただくか、検討を進めたいと考えているところでございます。

議長（恩田 稔）

3番、久保田等議員。

（3番）久保田 等

ただ空けておくのはもったいないので、ぜひ活用していただきたいと思います。

次に、仕事についてお伺いします。株式会社あわえさんからは、昨年度は何社ぐらい紹介があったのでしょうか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（村山詳吾）

細かい数字が今ないのですけれども、会社としましては、5社ほど紹介をいただいています。

議長（恩田 稔）

3番、久保田等議員。

（3番）久保田 等

5社の紹介があったというのですけれども、誘致までに至らなかったというのは、どういものが原因になっているのでしょうか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（村山詳吾）

今、5社と言ったのは、この報告書にまとまっているものの中に5社というのがあります。実際のお話はもう少しございました。また、それがすぐ企業移転につながっているかどうかということなのですけれども、当然、すぐ話があってすぐ決まるというのはなかなかまれなケースでございますので、今、お話しているもの、また、別なかたちで企業のお仕事の話があるものもございます。なかなかすぐというのは厳しい状況でございますが、継続中のものが多いです。

議長（恩田 稔）

3番、久保田等議員。

（3番）久保田 等

先ほど、子育て世帯の転入を増やすには住居が大事だと言ったのですけれども、当然ながら、仕事も大事であって、企業誘致で成功しているのは佐渡市です。40歳未満の移住者が6割以上占めているということなのですけれども、市長は特にIT関連の企業誘致に力を入れたということが若者の移住につながっていると言っています。そのところ、やはり町として、いろいろ活動していると思うのですけれども、もう少し先ほど質問したように、若い女性に限って正職で働けるような仕事というのは、具体的にどういう企業を誘致したいというか、そういうものは株式会社あわえさんとかにもお願いしているのですか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（村山詳吾）

株式会社あわえとの委託の内容の中で、町の課題ということを出しながら、お願いしている部分がございます。そのなかで女性に特化した又は女性が働けるといふ、そういうお願いの仕方は特にしてございませんけれども、当然、議員がおっしゃるとおり女性が働きやすい職場というの必要なもので考えてございますので、そちらのほうもまた考えていかなければいけないのかなと思っております。

議長（恩田 稔）

3番、久保田等議員。

（3番）久保田 等

それはぜひとも継続して、株式会社あわえにお願いしていただきたいと思います。

次に、ふるさと納税の件で再質問します。伸びなかった要因分析の中で、新規はどのぐらい伸びたか分かりませんが、リピーターが何%とか、そういうものは掴んでいる

のでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

すみません。手元には資料がないのですけれども、どこの方面から来たかとか、誰がやったかと、当然、寄附者は分かりますので、その方がリピーターかどうかという確認はできるかと思っております。

議長（恩田 稔）

3番、久保田等議員。

（3番）久保田 等

当然、納税者の資料があるので、確認することはできるかと思うのですけれども、それはもうしておくべきです。調べれば分かるのではなくて、それやっぱりリピーターがどのぐらいいるのかというのは、リピーターを大事にしなければ、いくら新規のお客さんが増えても、なかなか安定的に増えていかないのですよ。前も言ったようにリピーターというのは65.9%もいるのです。これは本当に津南町で調べて半分ぐらいしかリピーターがいなければ、やっぱり伸び悩みの要因にもなっているのです。だから、いかにリピーターを大事にするかという、そこがすごく大事なのですけれども、アドバイザーの方は、そこを何か良いアドバイスをされていないのですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

アドバイザーとのミーティングの際には、ファンづくりを通じたふるさと納税拡大を基本課題として、新規獲得も含め、リピーター確保も戦略の柱ということでミーティングを重ねていると聞いております。

議長（恩田 稔）

3番、久保田等議員。

（3番）久保田 等

このことは、もう今まで何回言ったか分かりませんが、やはりリピーターを大事にするという意味で、ふるさと納税額の多い所は、納税された方を特別町民にしたりしてパスポートを発行したり、応援住民票を出したりして、商店街にも協力してもらって、町に来たときはワンドリンクサービスするとか、一品サービスするとか、ニュー・グリーンピア津南であれば、町民と同じ扱いのリフト代1日500円ですか、そういう特権があると

か、そういうふうにして町に来てもらえることを考えてもらいたいのです。リピーターは、ふるさと納税をする方というのは、やっぱり本当に実際に興味があるというか、自治体に行ったことがあるという方が40%、36.5%もいますし、行ってみたいという方も40%いるわけなので、やっぱり町にまた来てもらう、ただふるさと納税のお返しをすればいいというものではなくて、町を気に入ってもらって、もう1回来てもらうような、そういう取組をしないと、やっぱりなかなか増えていかないと思うのですね、安定的には。今回、十日町市で交流人口・関係人口、ふるさと納税、全部絡めた、田植えをふるさと納税にやっていて、人を呼び込んでいるのです。それはやっぱりふるさと納税も増えるし、そこから交流人口・関係人口も増えてくるのですよね。やっぱりそういうことを考えていただきたいと思います。

それと、少し前の新聞記事にも津南町がふるさと納税に本腰入れたと、そういう記事が載っていました。そこでイベント型の返礼品も新設する考えだとか、そういう記事載っていたのですけれど、イベント型も考えたほうがいいよと、そういうものもアドバイザーからの意見だったのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

アドバイスの中で、先ほど、議員おっしゃいましたけれども、津南町に来てもらうことも必要だということで、物だけでなく体験できることを提供することで津南町の魅力をより強く印象づけていきたいということで、体験型の返礼品を今調整しているところでございます。今年の夏から初秋にかけての体験、例えば、夏であればトウモロコシの収穫体験とか、そういうところも検討しているところでございます。

議長（恩田 稔）

3番、久保田等議員。

（3番）久保田 等

体験型とかイベント型というのほどこでもやっていることなのですけれども、そのなかで宿泊をセットにするとか、イベント券だけにするとか、そういうところを検討しているようなことも書かれてありました。一つ例を出しますと、湯沢町のフジロックフェスティバルなんてものは三日間で10万人以上人が集まりまして、寄附額が1万円から86万4,000円まで幅があるのです。だから、どういうふうな券が良いかではなくて、やはり1万円だったら、ただ飲食で使える3,000円券、それから、宿泊、ここはプリンスホテルがあるから金額は高くなるのですけれど、86万円まで幅があるのです。いろんなところから選べるようになっているのですよね。やっぱりそういうふうには選択の幅は、どうしても広げるべきだと思うのです。そういうふうな考えでいてほしいと思います。

あと、もう1点だけですが、ふるさと納税をやはり増やしていくには、自前のサイトがどうしても必要だと思うのです。サイトも作れば良いというものではなくて、やは

り作ってもどういうふうに運用していくか、なかなか自分たちだと難しいと思うのです。今回、新潟県の自治体なのですけれども、プロに任せているのです。ただサイトを作るのだけであれば、どこでもできるのですけれども、そのサイトを運営している会社が新潟県には一つ大きいものがあるのですけれども、そこをお願いして、全部会社の運営管理、返礼品事業者を支援するための各種プロモーション、その会社が保有するコンテンツ、商品の写真の提供とか、返礼品事業者の総合的な販売拡大支援をしてくれるのです。やっぱりそういうプロの所に頼まないと、町でそういうサイトを作っただけだと、なかなかうまく運用ができないと思うので、やはりそういうプロに任せてもらいたいと思うのです。それはなぜかという、やはり事業者もなかなかただ任されているというか、事業者任せになっているところが非常に津南町にはあるような感じがするのです。町でその業者の所に行って、もっとこうやったほうが納税額が増えるのではないかとか、そういうふうなアドバイスをしに企業を回ったりしたこともあるのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

専門にそういう請負っている企業を回ったことはございませんが、とりあえず窓口を広げるといことで、今できるところ、今年は八つのポータルサイトを広げていますけれども、とりあえずできることからしていきたいといことで今行っているところとございまして、議員御指摘のそういうプロにつきましては、これから議員から、その会社等を詳しく教えていただくなかで、検討させていただければと思っております。

議長（恩田 稔）

3番、久保田等議員。

（3番）久保田 等

やはり事業者を大事にするような取組も一緒に考えていかないと、事業者に今おんぶにだっこで、3分の1は町に入るわけなのですけれども、それだけ入れば良いという考えではなくて、そういうことをやっぱり。あとでその業者を教えますので、なんとか検討していただきたいと思います。

とりあえず質問はこれで終わります。

議長（恩田 稔）

換気のため11時5分まで休憩いたします。

—（午前10時58分）—

—（休憩）—

会議を再開し、一般質問を続行いたします。

—（午前11時05分）—

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

通告に基づいて、大きな3点について質問させていただきます。

1. なじょもんの今後の在り方について。これは、若いお母さんたちから要望の多い、子どもたちと一緒に安全に遊べる場所が欲しいということに答えて、どうかと思って、教育長にお伺いいたします。
 - （1）埋蔵文化財センター設立後のなじょもんの利用について、予定はどうなっているか。
 - （2）子育て世代から子どもの遊べる施設の設置が求められているが、なじょもんを活用することは可能か。
 - （3）その内容や運営方法をめぐって、子育て世代の方々から検討していただいているかどうか。
 2. 大きな2番目、原発避難の計画の具体化についてお伺いします。
 - （1）小千谷市からたくさんの方が避難先として津南町に来ることになっておりますが、避難受入れに関して、小千谷市との協議は進んでいるか。
 - （2）万が一の場合の町民用安定ヨウ素剤はどこにどれだけ保管されているか。乳幼児用はどうか。
 - （3）被災時に誰が取りに行き、どのように配布し、誰がどのタイミングで飲用指示を出すのか。
 - （4）町民の配布に掛かる時間はどのくらいと見込んでいるか。
 - （5）事前配布を検討すべきではないか。
 3. 大きな3番です。マイナンバーカードをめぐって、町長にお聞きします。
 - （1）町の交付率はどのくらいか。
 - （2）交付時、その後にトラブルがあったか。
 - （3）全国で様々なトラブルが報告されているが、町としてはどのように考えているか。
 - （4）マイナ保険証の使用について。老人介護施設等での困難が指摘されているが、どう思うか。
 - （5）住民の不安をなくすために、安全が保障されるまで紙の保険証の使用を継続すべきと考えるが、いかがか。
- 壇上からは以上です。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

2番、小木曾茂子議員にお答えいたします。

大きな1点目、なじょもんの今後の在り方に関する御質問は、教育長に答弁を求めてお

りますので、私からは2点目以降の御質問にお答えさせていただきます。

大きな2点目、原発避難計画の具体化に関する御質問の1点目です。避難受入れに関して小千谷市との協議は進んでいるかについてお答えいたします。平成31年3月に県が策定した「新潟県原子力災害広域避難計画」において、小千谷市の避難先として津南町が記載されています。今年度に入り、5月に県と小千谷市の担当者と顔合わせをさせていただきました。

2点目、町民用安定ヨウ素剤はどこにどれだけ保管されているか。乳幼児用はどうか、についてお答えいたします。安定ヨウ素剤につきましては、新潟県地域防災計画原子力災害対策編、新潟県安定ヨウ素剤配布計画において県が備蓄し、配布することとなっています。県は令和4年度9月議会において、「PAZ及びUPZ分の安定ヨウ素剤につきましては、国の指針等に基づいて県で必要量を備蓄し、住民への事前配布を進めているところですが、これに加えて、国の指針等で定めがなく、他県では備蓄を行っていないUPZ外の全県民分についても、本県独自で備蓄を行ってきたところ」と答弁しており、津南町分の安定ヨウ素剤はUPZ外県民分が該当し、安定ヨウ素剤の丸剤は、十日町保健所に必要数配備されています。UPZ外県民分の安定ヨウ素剤について、県は令和4年度6月議会において、「県の備蓄、国家備蓄、協定による近隣県からの調達を組み合わせることにより、乳幼児分も含めて国が指示する服用のタイミングに合わせて必要量を配布できる」と答弁していると承知しております。

3点目、避難時に誰が取りに行き、どのように配布し、誰がどのタイミングで服用指示を出すかについてお答えいたします。県は、UPZ外での安定ヨウ素剤備蓄及び事前配布に関し、令和4年度9月議会において「県の備蓄と国家備蓄によるUPZ外分の調達で、24時間以内に130万人分、3日以内に約176万人分の確保が可能となっており、近隣県からの調達を含めた三つの調達方法を組み合わせることにより、国が指示する服用タイミングに合わせて必要量を配布できる」と答弁しており、事前配布ではなく緊急配布を基本としていると承知しております。搬送・配布方法につきましては、PAZ及びUPZ区域内については「新潟県安定ヨウ素剤配布計画」及び「新潟県安定ヨウ素剤緊急配布マニュアル」により定められていますが、UPZ区域外については、現時点で規定するものはありません。また、原子力規制庁の「安定ヨウ素剤の配布服用に当たって」では、「全面緊急事態に至った場合は、屋内退避を実施し、その後、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難又は一時移転の防護措置が講じられる。安定ヨウ素剤は、この避難又は一時移転の際、原子力規制委員会が配布及び服用の必要性を判断し、その判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、住民はその指示に従う。」とされており、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し指示が出されるものと承知しております。

4点目です。町民への配布に掛かる時間はどれくらいかについてお答えいたします。3点目でお答えしましたとおり、「三つの調達方法を組み合わせることにより、国が指示する服用タイミングに合わせて必要量を配布できる」とものと考えております。

5点目、事前配布を検討すべきではないかについてお答えいたします。これらにつきましても、3点目でお答えしましたとおり、「三つの調達方法を組み合わせることにより、国が指示する服用タイミングに合わせて必要量を配布できる」と県は答弁しているところです。町といたしましては、冬季間の交通状況など、地域の実情は引き続きお伝えしていく

とともに、県が備蓄する安定ヨウ素剤の町民への配布が緊急時に円滑に行われるよう、県と協力し対応してまいりたいと考えております。

大きな3点目、マイナンバーカードに関する御質問の1点目、町の交付率、2点目、交付時のトラブルの有無、3点目、全国的なトラブルに関して町の考えについての御質問は関連がありますので一括してお答えします。マイナンバーカードの令和5年4月末現在の交付率は全国が69.8%、県が68.5%、津南町が63.5%となっております。令和5年2月から3月にかけて申請が多かったことから、申請してから交付までに2か月以上時間を要した時期もありましたが、現在はカードが役場に届いてから1週間程度で交付案内を送付することができております。新聞等で報道されております交付時のトラブルについては、保険証や公金受取口座の誤った登録、マイナポイントの別人への付与は、現在、町では確認されておりましたが、今般のマイナンバーカードと健康保険証や公金受取口座、証明書交付サービスにおける誤った交付は国民のマイナンバー制度への信頼を損ねかねないと危惧しているところです。マイナンバーカードを活用したデジタル社会の実現のため、今回のような事態を速やかに改善し、国民の理解・信頼が得られ、カードの安全・安定的な運用が図られるよう早急に対応をお願いしたいと考えております。なお、5月30日付けで全国知事会長及び全国知事会デジタル社会推進本部長連名で、国として、マイナンバーカードの活用に係る様々な手続きにおける、各省庁、地方公共団体及び関係事業者が一体となったチェック体制や誤った情報紐付けの防止を担保する制度の構築などに取り組むよう緊急提言を行っております。

4点目、マイナ保険証の使用について、老人介護施設等での困難が指摘されているがどう思うか、5点目、住民の不安をなくすために安全が保障されるまで紙の保険証の使用を継続すべきと考えるがいかにかについて、関連がありますので一括してお答えいたします。国において、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにする改正健康保険法などが令和元年5月に成立し、マイナンバーカードと保険証の一体化が進められております。また、6月2日には令和6年秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化すること、マイナンバーカードを取得していない方が必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認証」を提供すること、施行後も最長1年間は現行の保険証を使える特例措置が設けられた改正マイナンバー法などの関連法が国会で成立したところです。全国保険医団体連合会が本年3月から4月にかけて保険証廃止による施設への影響や危惧などについて調査した結果によりますと、回答した介護・高齢者施設のうち、94%の施設が「マイナンバーカードの管理ができない」と回答しており、理由として91%が「カード・暗証番号の紛失時の責任が重い」としております。個人情報を扱うカードを管理することに施設が負担を感じているという調査結果がでております。私といたしましては、介護人材が不足している状況のなかで、更なる業務負担が増えることがないよう、国に対して十分な配慮・対応を取っていただきたいと思っております。また、マイナンバーカードを取得していない方への配慮ということで資格確認証の発行や特例措置の対応も行われますが、申請が必要なことや資格確認証の発行など保険者業務が増加するという問題点もあるものと認識しております。マイナ保険証は、患者が同意すれば医師や薬剤師が過去の診療情報を見られるようになるなど、スムーズな診療のための医療情報の連携が図れるという利点があるものと理解しておりますが、国民誰もが必要な医療を受けられる国民皆

保険が維持・運用されることが大前提であると思っております。いずれにいたしましても、住民の不安解消のための十分な周知と安全・安心な運用について、国の責任において対応をお願いしたいと考えております。

私からは以上です。残余の御質問は教育長がお答えいたします。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

教育長。

教育長（島田敏夫）

2番、小木曾茂子議員の御質問にお答えいたします。

大きな1点目、なじょもんの今後の在り方に関する御質問の1点目、埋蔵文化財センター設立後の予定はどうなっているかについてお答えいたします。埋蔵文化財センターの建設については、現在、令和5年度・6年度の展示工事の入札を6月5日に行い、落札業者が決定したところです。本議会に議案上程しておりますが、御承認いただいた上で本契約し、工事に着手したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。開館については、展示工事終了後の令和7年9月の予定で準備を進めているところです。こうしたなかで、農と縄文の体験実習館「なじょもん」と埋蔵文化財センターの二つの社会教育施設をどのように有効活用し運営するかについて、昨年度から検討を進めてきているところでございます。

まず、施設利用の機能面としては、なじょもんは様々な体験実習館としての機能に特化し、学校などの団体や土日休日、夏休みなどの長期休暇の体験活動を受け入れる施設にしたいと考えております。また、現在も行っている企画展の開催も検討してまいりたいと考えております。展示物は一部を残し、埋蔵文化財センターに移動します。

埋蔵文化財センターについては、主として津南町の貴重な埋蔵文化財の保存・展示・活用を行う施設とするとともに、苗場山麓ジオパークの拠点施設としての機能を持たせたいと考えています。こちらには、埋蔵文化財の活用の観点から観光的側面も持たせることを検討しています。

そのために、人的配置については現在の職員を基本としながら、なじょもんには体験実習を主に担当する職員を置き、埋蔵文化財センターには学芸員及び埋蔵文化財の遺跡調査・整理を担当する職員、苗場山麓ジオパーク推進室担当職員を主に配置することを考えていますが、一部兼務職員の配置も必要と考えているところです。具体的なところは、令和5年度・6年度と検討を進めてまいります。

2点目の子育て世代から子どもの遊べる施設の設置が求められているが、なじょもんを活用することは可能かについてお答えいたします。埋蔵文化財センターが開館した際には、なじょもんの施設内の現在の遺跡整理室及び苗場山麓ジオパーク推進室の事務所は、体験実習の部屋として拡張します。それにより、今以上に多くのお客様の受入れが可能になると考えています。また、なじょもんには、自然を生かした屋外の広場や縄文広場、遊歩道のある林があり、管理を行っておりますので、子育て世代の方や子どもたちが遊ぶ場として活用していただくことは可能です。現在も町内の各保育園では、季節ごとに入館し利用いた

だいています。また、なじよもんの屋外の広場では、基本的に自然の中で自然を生かした活動や遊びを主に考えています。そうしたなかで、近年、親子連れによる芝生広場の利用やプレイパーク事業としても利用されているところです。

3点目の、その内容や運営方法をめぐって、子育て世代の方々から検討していただくことについてお答えします。埋蔵文化財センターが開館した場合には、それぞれの施設の機能が分散されることから、来館者も目的に合わせて分散されるものと思われまます。そうしたなかで、体験を重視し、子育て世代の方や子どもたちからたくさん来ていただくように、なじよもんの敷地や自然環境を生かし、子どもたちが自然の中で様々な体験をしながら遊べる環境を整備することは大切であると考えています。これまでも議会の答弁の中で、子どもたちが遊べる場として、なじよもんの場所を挙げてまいりました。そのために、子育て世代の方々から施設の設備や運営方法などについて御意見をお聞きすることは意義のあることと思っております。

以上です。

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

まず、1問から質問いたします。教育長、よろしく申し上げます。

なじよもんの今後の在り方について、御丁寧に説明をいただきました。子どもたちが遊べる場としても活用が可能なことをお聞きしまして大変安心をいたしました。今のアンケート等を取りましても、大変若い子育て世帯の皆さんが「津南町には親子で遊べる場所がない」「冬期に子どもを連れて遊びに行ける場所がない」というアンケート結果がたくさん出ておまして、今、子どもを育てやすい環境、津南町も作っていかねばならない時期ですので、ぜひこのことは官民協力して実現していけたら良いというふうに思います。例えば、私がちょっといろいろ、皆さんも考えていらっしゃると思うのですが、アスレチックの場所を作るとか、バドミントンとかそういう簡単な球技が芝生でできるようにセットを貸し出すとか、野外コンサートをやるとか、キャンプが可能かどうかということもありますけれども、あと、ビオトープなどもどうか。あと、ドッグラン、犬を連れて遊びに来て犬を放せる所があると良いかなとか、絵本の読み聞かせができる場所とか絵本がたくさんあるとかですね。それから、遊ぶときに軽食をとれる場所であるとか、それから販売店ですね。食事関係は変わらないのですけれど。そういうことが組み合わさって、子どもたちと若い世代の方々が楽しめるということがないと良いなと思うのです。今も、なじよもんではいろんな体験学習ができるというので、子どもたちのためにはすごく役に立っていると思うのですけれども、それは今のところ、ちょっと大きな世代で、保育園の子たちが体験するとかいうものはあんまりないと思うのです。保育園で行くのも良いし、親子連れで行くのも良いし、そういうところで小さな体験ができるとか、子どもと一緒に何かを作られるとか、それから、お母さんたちが子どもが遊んでいる間に育児の相談ができる部屋があるとか、そういうことも今後考えていただいたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

教育長。

教育長（島田敏夫）

非常に多くの提案等いただきまして、ありがとうございます。子どもたちが遊べる場というところと後半の育児に関する部分の子育て世代の方の悩みとかという部分が出てまいりましたが、なじよもんを子どもとしては今、体験的に遊べる場というふうに考えていますので、今のところ子育て支援的なところはまだ考えてはおりませんが、なんとか利用される方々がどんな場でどんなことをしたいかというあたりを、議員さんからも質問があったように、まず、その辺ところを把握を私もしたいと思っています。外に芝生広場があるわけですが、基本的には、そこには子どもが遊べる遊具とか、そういうものは置いていない状況ですので、そこでどんなことをしたいのかというのをございますし、また、林の中には関係者の方々から少し遊べる道具を作っていましたけれども、そこを利用するには、ある程度危険もかかる場所で管理する方がいたりとかという、そういった部分の遊びのところありますので、まずはどういうところの、どういうものの遊びを望んでいるかというものをしっかり確認したいと思っていますのでございます。

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

今までもなじよもんには友の会というものがあって、利用者であるとか研究者であるとか、その周辺の人たちの意見を聞く場所があったり、販売店についての販売者・制作者の意見を聞く場所があったりしたと思うのですね。そういう友の会的なものを若い世帯の方から募集をして、いろいろ御意見を伺って、運営にもできれば関わっていただくみたいなかたちを模索してはどうかというふうに思います。

1個聞きたいのは、今、縄文の住居がたくさんあそこに茅葺きのものは建てられていますけれども、あれも移転するのでしょうか。

議長（恩田 稔）

教育長。

教育長（島田敏夫）

縄文村の竪穴式住居が6棟あるかと思いますが、その建物を移転するかということでしょうか。 —（小木曾議員「そうです。」の声あり。）— 予定はありません。ただ、埋蔵文化財センターができた折には、今の旧中津小学校体育館にほぼ実物大の模型のものをまた作る予定です。このものは移転する予定はないと考えております。

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

衛生上のこととか、火災予防の観点からもいろいろあると思うのですが、縄文竪穴式住居をキャンプの場所として活用してみるとか、そういうアイデアもどんどん集めていただいて、可能なことからやっていただければと思います。

議長（恩田 稔）

教育長。

教育長（島田敏夫）

ありがとうございます。竪穴式住居は子どもたちが入って、あの中に入ることによってやっぱり感動するのだとか、普段の生活と違う部分を感じるころございますし、また、町民会議で行って「サバイバルキャンプ」でも、あの所を活用させていただいておりますので、そういうところをどんなふうな活用ができるかというのは、管理も含めながらぜひ検討してみたいと思っております。

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

それでは、次の質問に移ります。2番、原発避難の避難計画の具体化についてです。協議を県とか小千谷市とされたということですが、その内容について教えてください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

5月に小千谷市と県の方がこちらのほうに来庁して、顔合わせ的なものをしております。その際、経由地となります総合センターの現地視察等を行ったと聞いております。

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

具体的な話はそれでは詰められていないということですね。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

はい。その際は、まだ具体的なことにはなっていないくて、これからの継続的に協議を進めていくということになっております。

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

私は、5月23日、24日と刈羽村や柏崎市の市議会議員と共に福島現地の視察に行っていました。福島現地では、まだ放射線量の高い所もあり行けない所もあったわけですが、まだ原子力緊急事態宣言というのは解除されていないので、民間の人々の居住空間も年間20mSvの被爆許容量で、私たちの所は1mSvなわけですが、20倍の被爆を強要されているという現実が12年たった今もありました。今後の小千谷市との協議が進むと思いますけれども、またいろいろ御報告をいただきたいというふうに思います。

今日は、ヨウ素剤についてのお話をお聞きしたいと思います。福島で見聞きしたことの中に、浪江町の請戸小学校という所に行っていました。そこは津波で、小学校の校舎はボロボロになっているわけですが、それが遺構として保存されていました。その請戸小学校では、海岸から300mの所なのですが、子どもたちは全員、4km先の大平山という小さな山に走ったり、教職員の車で移動して、教職員全員と子どもたち全員が助かっています。一方、皆さん御存じのように、宮城県石巻市の大川小学校という所がございまして、そこは海岸線から3.5kmぐらいの所にあつたのですが、それで津波は来ないということで避難が遅れて、生徒は4人助かったのですが、先生はほとんど1人か2人（助かったのですが）、津波の犠牲になったと。そこには35mの津波がやってきたというふうに言われています。このことで私は大変ショックを受けたのですが、原発避難についても、PAZ、UPZという近い所はそれなりに避難計画もあり、それなりに皆さんの住民の心構えも必要となつてされているわけですが、ここがUPZの外であるということから、やはり心構えが薄いのではないかと、そういうことを非常に強く感じました。そのことについては、いかがでしょうか。調査はやっているのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

議員が今おっしゃるとおり、県のほうもUPZ外のいわゆるヨウ素剤の配布計画等も含めて、まだ計画ができていない状況でございまして、県のほうもUPZに準じてUPZ外のほうもというお話もいただいているところですが、引き続き、町の実情とUPZ外の町村等と協力しながら、訴えてまいりたいと思っております。

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

先日もお話ししましたが、県の三つの検証委員会の健康分科会というところが報告書を出しまして、安定ヨウ素剤の服用に関して項目がございました。それは、「放射性物質が放出する24時間前から放出した8時間前までに飲まなければ効力はない。」と報告に書かれています。8時間たってから飲んでも効力はないのです。皆さんよく御存じなので、あまり申し上げませんが、甲状腺にたまるヨウ素をきちんとした普通のヨウ素で埋めておかないと、放射性ヨウ素が全部甲状腺に入ってしまうわけです。そのためには、（放射性物質が）出て8時間以内に全部やらなければいけない。本当は2時間なのですけれども、8時間たてば、もう飲んでも飲まなくても同じだというふうに言われていて、「放出が始まってから2時間まで飲みなさい。」という健康分科会の報告の結論でした。間に合うのですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

先ほど申し上げましたとおり、ヨウ素剤のほうですけれども、なかなかどういう手順で誰が取りに行つて誰が配るか、まだ県のほうも計画ができていない状況でございます。UPZも昨年12月でしょうか、安定ヨウ素剤の事前配布について、ようやく取り組み始めたところでございますので、そこら辺、議員の知見等も県のほうと情報共有をさせていただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

これは私の知見ではなくて、県の検証委員会健康分科会の知見なのでございます。それで、乳幼児は錠剤が飲めないのがゼリー状のものを飲むことになっていると思っておりますけれども、それについてはいかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

こちらの資料によりますと、十日町保健所は、まだ錠剤だけの備蓄でございまして、ゼリー状のものはまだ保管ができていない状況でございますので、引き続き求めていきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

乳幼児は、大人の8倍から10倍危険性が高いというふうに言われています。細胞分裂がたくさん行われている子どもほど放射線の影響を受けやすいわけですし、胎児及び乳児・幼児、5歳ぐらいまでは大変厳しい状況に置かれると思いますので、このことをはっきりと県や規制庁に申し上げて、ゼリー状の安定ヨウ素剤が町にあってすぐに配られるとか、そのぐらいの状態までもって行っていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

引き続き、県に求めていきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

何度も申し上げておりますけれども、柏崎刈羽原発から50km圏内ではありますけれども、冬の北風が吹けば、1時間、2時間で放射性物質は津南町を直撃いたします。福島の飯舘村は50kmでしたけれども、県内で一番汚染が高いのは50kmの飯舘村ですね。ですから、ここが最も汚染地となる可能性があるわけです。危機意識を持って臨んでいただきたい、そうと思いますが、いかがですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

先般、私も私用で飯舘村の元村長さんとお会いして、いろいろな著書を頂きました。そこから辺にかなり詳しく書かれておりまして、その危機感を持っているところでございます。

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

今後とも危機感を持って対処していただきたいと思います。後でまたいろんなことをほかの機会にも質問させていただきたいと思います。

それでは、3番目のマイナンバーカードをめぐる質問に移りたいと思います。町での誤交付等、トラブルがなかったということをお聞きして、少しは安心をいたしました。ちょうど私も確定申告のことで町のほうに御相談に行った時に、マイナンバーカードを製作するための部屋ができておりまして、確定申告後だったと思いますけれども、大変だなというふうに、町はこんな、これとこれとこれも重なって、ワクチンの配布とか、ワクチンとかいっぱい重なって、すごい大変だなというふうに思いました。よくトラブルなしでなされたと思います。

先日、付近の病院関係者から聞き取りをいたしましたけれども、私にとって恐ろしいことが分かりました。マイナ保険証でリーダーというのですか、それで読み取って医療事務が始まるわけですけれども、それでぽっところ、「はい」という所を押すと、患者様個人の医療情報が全部出てきてしまう。「私はこんなものは見たくない。」というふうに事務の方がおっしゃっているということをお聞きしました。マイナ保険証を今度は薬局に持って行くわけですね。薬を出していただかなければいけないわけですけれども、薬情報だけが出るわけではないのです。全部の病歴が出てしまうという、そういうことがあるそうです。大変危険だというふうに、個人情報の保護という面では大変問題があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

マイナ保険証についての御質問でございます。確かに、これはマイナンバーカードに保険証を紐付けるということでございますけれども、それ以前に当然、マイナンバーカード自体が本当に個人情報を扱っているものというふうに理解をしてございます。昨今、新聞報道等々で他人の情報が紐付けられたというふうなものも連日のように報道されているところでございますけれども、人為的なミス等々、システム上の問題等々、いろんなことが言われております。いずれにいたしましても、マイナ保険証ということで本人が了解すれば、他の病院での診療情報等々も見ていただける、あるいは現在の健康保険の加入している保険者の保険の情報系の情報もすぐに確認できるという利点も当然ありますけれども、今、議員がおっしゃったように、非常に個人情報という点では慎重に扱わなければいけない部分でございますので、その辺ところは国のほうで十分御対応いただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

驚いたことはそれですけれども、毎日のようにトラブルは報道されておりますので、追いつけないというふうな状態です。口座の紐付けに関するものでトラブルが発覚したものが、家族で同じ口座を紐付けたのが13万件、他人の口座が自分の所に付いていたとい

うのは 743 件、既に昨年 8 月からポイントの誤付与があったというふうに言われています。また、コンビニで他人の住民票が誤交付されたというのが 4 自治体で 14 件、新潟市では抹消したはずの印鑑証明書が交付されたり、同様な間違いが 3 自治体で 11 件あったそうです。他人の顔写真が紐付けられていたということもあったそうです。公金受取口座が他人のカードに誤登録されていたのが 14 自治体で 20 件あったそうです。マイナポイントを別人に誤付与したのが 90 自治体で 13 件です。保険証に他人情報を紐付けして誤登録が 7,300 件、他人が閲覧したのが 5 件、医療機関でマイナ保険証が無効となるトラブルが 1,429 件あって、無効を理由に窓口で 10 割負担を徴収したというのが 206 件発生しているそうです。大変多くの問題が起こっているということです。マイナ保険証は、一人一人一つずつということなので、例えば、新生児が生まれたときに、重症な病気を持って生まれてきた子だっているわけです。その子はすぐに医療に入らなければいけない。その場合に、その子の保険証は無いわけです。他人に紐付けもできない状態。今までの紙の保険証ですと、お父さんが自分の扶養にするとすれば、お父さんの保険証ですぐ治療ができたわけですが、その子は無保険の状態では治療を受けなければならないという状況が生まれます。それから、大人ですけれども、認知症になっていらっしゃる方、私もその傾向はありますけれども、カードを作ってもどこに置いてあったか忘れてしまうとか、暗証番号を忘れてしまうとか、そういったこともどんどん起きるわけですね。人に預けると、暗証番号とマイナンバーカードは一体になりますので、先ほども介護施設でのお話がありましたけれども、とても預かりきれない。そういう事態が起きると思いますけれども、こういった事態について、どういうふうに町は考えているのか教えてください。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

マイナンバーと健康保険証ということでございます。いずれにしましても、基本的には国のほうから。今、議員が多々御懸念の事項ということで御質問がございましたけれども、国のほうで、その都度の対応はとっていただけるものと認識しております。現状においては、乳児に対するマイナンバーカードについては顔写真は不要というふうなかたちで先般のマイナンバーカード法の一部改正法案ということでなっております。また、基本的に乳児の場合は、いわゆる子ども医療費というかたちのなかで、保険証は当然あるというふうなかたちで対応していただけるものと認識しておりますし、また、先ほど言った認知症の高齢者の方ということについては、本人からの申請によらずに、健康保険者が必要と認めるときには、資格確認証が交付できるというふうな規定を設けてるということでございますので、そういったなかで運用していくということになります。いずれにしましても、これから運用に当たって、あるいは運用していくなかで、国のほうで十分な対応をとられるものと認識しております。よろしくお願いたします。

議長（恩田 稔）

2 番、小木曾茂子議員。

(2番) 小木曾茂子

医療機関の方にお伺いしますと、マイナ保険証を今、窓口で提示されても、「紙の保険証はお持ちですか。」というふうにお伺いして、紙の保険証で確認するということが普通に行われているようです。町としても、ぜひ、この事態が収まるまで、紙の保険証を優先的に使っていただくように住民に案内をしたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長 (恩田 稔)

福祉保健課長。

福祉保健課長 (野崎 健)

先ほど、町長答弁にもございましたけれども、発行済みの紙の健康保険証につきましては、法が施行されてから1年間は有効とみなすということで、紙の保険証も引き続き使えるということでございますので、その点につきましては十分周知をさせていただきたいと思っております。

議長 (恩田 稔)

2番、小木曾茂子議員。

(2番) 小木曾茂子

マイナ保険証を持っている場合でも、紙の保険証で通用できるということでしょうか。

議長 (恩田 稔)

福祉保健課長。

福祉保健課長 (野崎 健)

そういうふうに認識をしております。

議長 (恩田 稔)

2番、小木曾茂子議員。

(2番) 小木曾茂子

大変いろんなトラブルが発生していますので、町民の方は不安に思っている方が多いと思うのです。ですので、紙の保険証でも通用しますということと、マイナンバーカードに不安を持っていて相談したいという問題を抱えている方について、町でマイナンバーカードの相談窓口を常設していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長 (恩田 稔)

税務町民課長。

税務町民課長（小島孝之）

マイナンバーカードの相談窓口ということでございます。確かに、今ほどのカードの安全・安心というのは、町民の皆様も不安に思っていることとっております。この辺、国において、早急にいろんなチェック体制をとってもらえればと思っております。窓口を設けることもまた検討させていただきたいと思っておりますが、今現在も、御自分が取ったマイナカードが実際どういった中身になっているかという確認は役場のほうでできますし、役場の町民班の機械でできるようになっています。ただ、その際には、カードと4桁の暗証番号はどうしても私どもは分かりませんので、必要になります。それを用意していただくと、今現在、御自分のマイナンバーカードの中身がどういうふうに紐付けされているかというのが確認はできるようになってございますので、その辺は随時、今も対応させていただいているところでございます。また、役場に来なくても、御自分で携帯、スマートフォンとかで、マイナポータルというサイトでマイナンバーカードを読み取っていただいて、4桁の暗証番号を入れると、今現在、登録してあるところが確認できるようにはなっております。その辺、どういったかたちで周知させていただくとかというのは、また今後、検討させていただきたいと思っておりますが、今現在も窓口のほうでは、そういったかたちで確認はできるようになってございますので、町民の方で、ちょっと不安又は確認したいということがあれば、いつでも来ていただければと思っております。よろしく申し上げます。

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

どうもありがとうございます。初めて知りましたので、そのことはぜひ皆さんに周知していただいて、これでいいのだろうかというふうに御心配な町民の方々に、「不安でしたら、こうして1回確認してください。」ということを広報していただければと思っております。その上で、また御心配な方が相談できる体制を整えていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

税務町民課長。

税務町民課長（小島孝之）

御提案、大変ありがとうございます。その辺、今ほど議員からもお話があったとおり、町民の方でマイナンバーカードの中身について紐付けの状況について、不安がある方もたくさんいらっしゃると思っておりますので、広報のほうとまた検討させていただいて、そういった中身で確認の周知をしていくようなかたちで広報をまた考えてみたいと思っております。大変ありがとうございます。よろしく申し上げます。

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

広報された場合、「最終的にはここの担当課が御相談に乗ります。」というようなこともつけていただければ有り難いと思いますが、いかがですか。

議長（恩田 稔）

税務町民課長。

税務町民課長（小島孝之）

その確認する機械自体が役場と町民班にしかなく、その機械でしか確認できませんので、「この窓口で」と当然入れたなかで、そういった周知はしてまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

その上で不安があった場合はそこで相談ができるということでしょうか。

議長（恩田 稔）

税務町民課長。

税務町民課長（小島孝之）

そのカードの紐付け等について、また、そこでいろんな御相談あれば、まずこちらのほうで御相談をお伺いして、必要があれば、保険証の関係であれば福祉等の関係も出てきますので、そちらのほうに御案内するような状況でいけるかなと思っております。よろしくお願ひします。

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

その辺をはっきりさせておいて、広報をお願いいたしたいと思ひます。

病院のほうにお聞きたいのですけれども、病院では目立ったトラブルということはないのでしょうか。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

津南病院でも読み取るカードリーダーがございます。今のところ、私の所には、その旨のトラブル等々は入ってございません。

以上です。

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

これは町に聞くことではないかと思えますけれども、今現在、5月過ぎからですか、紙の保険証を使うと、マイナ保険証を使う人よりも10円高く請求が来るといふふうに聞いておりますが、事実ですか。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

そのような議論が既に国のほうではあるという報道も聞いているところでございますけれども、まだその辺のところの正式な案内というのは来ておりません。

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

まだ10円上がっているということではないのですか。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

現状では10円うんぬんということはありません。変更はないです。マイナ保険証を使う、紙の保険証を使う、どちらでも同じでございます。

議長（恩田 稔）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

分かりました。今後とも、またいろいろトラブルだの、トラブルの解決方法だのが出てくると思いますので、しっかり当局が対応していただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

議長（恩田 稔）

昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。 —（午前 11 時 58 分）—

—（休憩）—

会議を再開し、一般質問を続行いたします。 —（午後 1 時 00 分）—

議長（恩田 稔）

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

それでは、通告に基づきまして、大きく 2 点について一般質問を行います。

1. 中長期計画とまちづくりの中核的役割を担う病院建替えの進捗状況などを伺います。

（1）津南病院医師確保への責務と熱意について伺います。医師確保については、現在、日常業務のほかに、病院事務長、院長、副町長らが懸命に対応されていることは理解しております。しかし、医師確保は、町全体で受け入れる熱意と中長期計画にあるように医師採用担当者の配置、病院の経営感覚に富む人材など、専念する職員が必要ではないでしょうか。町長は、医師確保が喫緊の課題であると言われるなら、熱意が伝わるように、住民への説明や理解と、議会との合意の上で、医師確保のための事業を進めるべきではないですか。医師確保への本気度が見えません。見解を伺います。

（2）病院を取り巻く環境整備が医師確保の大きな要素だと考えます。中長期計画にあるように、病院だけという単体での建替えではなく、まちづくりの一環として、介護施設や保健センター、商業施設など、町民が利用しやすく魅力ある環境整備への方向性で今後、医師確保や流入人口増加に期待できると考えます。病院建替えをメインに周辺整備の考えと進捗状況を伺います。

（3）町外の医療機関への通院手段について。高齢者は移動に大変不便を感じています。津南病院で完結できなければ、十日町病院や魚沼医療圏、長岡方面まで自分たちの責任で行かなければなりません。医療に責任を持つ町として、通院手段の現状をどう見ているのか伺います。

2. 会計年度任用職員の実態と保育士配置基準の改善について伺います。令和 4 年 4 月の総務省会計年度任用職員等実態調査によりますと、津南町の任用職員数は 96 人。そのうち 45 人は保育士、看護師などが占めています。専門職としての高いスキルに対し、賃金は安いのが実態です。2 点伺います。

（1）保育士確保が困難なのはなぜか。政府の保育士配置基準の改善策をどう思われるか伺います。

（2）早朝・居残り・土曜保育など、住民サービスの低下、職員の負担増など、どのように実態把握されているのかについて、お伺いいたします。

壇上からは以上です。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

10番、栗原洋子議員にお答えいたします。

大きな1点目、中長期計画とまちづくりの中核的役割を担う病院建替えの進捗状況に関する御質問の1点目、津南病院の医師確保の責務と熱意についてお答えします。私は、誰もが安心できる医療・介護体制の整備を最優先課題の一つとして、また、町民の皆様の命と健康を守る最後の砦として、津南病院の診療継続に向けて取り組んでまいりました。特に、常勤医確保につきましては喫緊の重要課題であると認識していますが、いまだ結実していない状況にあります。引き続き関係機関、団体等と協議を重ねながら、病院はもとより担当者間連携を強化し、常勤医の計画的雇用が可能となるような様々な方面から医師確保対策を進めてまいりたいと考えています。

2点目、病院建替えを含め周辺整備の進捗状況についての御質問にお答えいたします。津南病院は、保健・福祉と連携し、地域包括ケアの中心的な役割を担い、外来、病棟、在宅、予防診療を四つ柱とし、地域密着型の小規模多機能病院として医療提供しております。昨年度策定した病院中長期計画の中では、地域連携体制と施設老朽化対応へのあるべき姿の例示として、住民サービス、職員間連携などの向上を目的に、高齢者施設や保健行政等複合施設について記載しております。議員御指摘のとおり、町民や医療従事者が利用しやすい複合施設は、魅力ある病院として病院選択での優位性は非常に高いと考えております。引き続き、財政面や制度面を研究していきながら、重要課題である津南病院の老朽化対応について、町民の皆様のお声をお聞きしながら対策を講じてまいりたいと考えております。

続いて3点目です。町外医療機関への通院手段について、高齢者は大変不便を感じる。そうだと思います。町は現状をどうみているかについてお答えいたします。町外の医療機関への公共交通機関としましては、十日町市に所在する十日町病院及び各診療所につきましては路線バス及びJR飯山線が、魚沼基幹病院につきましてはそこから実証運行を行っている路線バスに乗り継いでいただいているところです。十日町市への路線バスにつきましては、おおむね1時間に1本程度の運行が行われております。昨年度までは1往復が十日町病院経由となっておりますが、残念ながら十日町病院への御利用が少なく、今年度から経路便がなくなりました。JR飯山線につきましては、朝夕が運行の中心となり、日中は数時間運行がない時間帯があるところです。そして、魚沼基幹病院につきましては、十日町市で乗り継ぎ、基幹病院まで行きが3本、帰りが2本、浦佐駅まで往復各1本の運行となっております。津南発7時10分の路線バスに乗った場合、9時に基幹病院に到着することができます。御利用いただいている方、多いというふうに聞いているところでございます。いずれの路線も赤字路線のなかで運行いただいているところですが、利用者の目線に立ち、それぞれの事業者様と運行の継続と利便性の向上について、引き続き協議してまいりたいと考えています。

さて、大きな2点目です。会計年度任用職員の実態と保育士配置基準改善に関する御質問の1点目、保育士確保が困難な理由と保育士配置基準の見直しについてお答えいたしま

す。令和5年5月1日現在の保育園の正職員及び会計年度任用職員の人数については、正職員が32名、会計年度任用職員が35名、常勤パート職員が1名、合計68名となっております。保育士確保が困難な理由につきましては様々な要因が考えられますが、大きくは今日の社会情勢のなかで、保護者が共働きで子どもの面倒をみる家族がいない、いわゆる保育に欠ける御家庭が増えるなか、ニーズに見合うだけの保育士がそもそも確保されていないことなどが挙げられます。また、子どもたちの健全な成長を促す保育という非常にやりがいのある仕事の一方で、大切な生命を預かるという大変責任の重い仕事であることも理由の一つとして挙げられます。そのほか、多忙な勤務実態、給与等の処遇面、事務の煩雑さ、保護者対応なども理由として考えられます。いずれにいたしましても、保育士確保の問題は、当町に限らず全国的な課題であると認識しております。こうしたなか、町では必要な保育士確保を図るため、令和6年度の保育士採用に当たり、これまでの募集に加え、社会人経験者を対象とした新たな募集枠を設け、先日、広報つなん5月20日号などで募集を開始したところです。募集枠を拡大、採用年齢を50歳まで引き上げ、門戸を広げることで、より多くの方から応募していただけることを期待しております。

次に、保育士配置基準の見直しについてですが、現在、国が定めた配置基準では、保育士1人当たり0歳児は3名、1・2歳児6名、3歳児20名、4・5歳児30名となっております。当町の場合もこの基準を準拠するとともに、子どもたちの特性等を勘案しながら場合によっては加配保育士を配置するなど、よりきめ細やかな対応をさせていただいております。なお、国等からはまだ正式な改善案は私どもに示されておりませんが、昨日、首相会見でもありました、6月2日でございますけれども、小倉こども政策担当大臣が閣議後の記者会見で、令和6年度から保育士1人当たりの配置基準を1歳児は現在の6名から5名に、4・5歳児は30名を25名とすることで、保育士の業務負担の軽減とともに、保育の質の向上を図りたいとの考えを示しておられます。ただし、政府案どおりとなりますと、更に保育士を確保する必要性が高まり、当町のような小さな自治体におきましては保育士不足という難題がより一層深刻さを増すとともに、人件費に関わる更なる財政負担も憂慮されることから、引き続き、国の動向を注視してまいりたいと考えております。その際は、国において必要な財源を確保し、保育士増員を図るよう、町村会など関係機関を通じ要望してまいりたいと考えております。

続きまして2点目、住民サービスの低下、職員の負担増の実態についてお答えいたします。保育士不足などによる住民サービスの低下、職員の負担増につきましては、町としましてはそのようなことがないよう、これまでにおきましても保護者の皆様の御要望や現場保育士の意見等を聞きながら、各種保育施策の充実に努めております。例えば、延長保育について、ひまわり保育園のような利用園児の多い保育園は、正職員のみでは人手が不足し、1人当たり業務量も増えることから、会計年度任用職員にも時間外勤務をお願いし、協力をいただくことで、午後6時までの居残り保育の体制確保に努めているところです。ただ、こうした体制をとっても、なお限られた人員での割り振りを行っておりますことから、正職員の時間外勤務の常態化は完全には解消されず、いまだ職員の負担増につながっていると認識しております。今後も保育士不足などが住民サービスの低下を招かないよう努めるとともに、職員1人当たりの負担増に直結しないよう、将来の保育運営の在り方を議員の皆様と共に一緒に考えてまいりたいとの思いですので、なにとぞ、議員各位

の御理解と御協力をお願いいたします。

壇上からは以上となります。

議長（恩田 稔）

10番、栗原洋子議員。

（10番）栗原洋子

それでは、再質問させていただきます。

医師確保についてからお願いします。3月議会では、総合診療医研修奨学金などの条例案は否決をされました。この制度について、事前に住民への丁寧な説明もなく、議会の意見も聞かないで、そういう合意がないなかで、いきなり町長は厚生労働省まで行って発表されたものです。医師確保についての姿勢は否定するものではありませんけれども、町が進めようとしている事業の手法そのものが民主的ではなかった。その結果、否決をされたと考えますが、町長は民主的な進め方でこられたのか、そうではなかったと思われるのか、お聞きします。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

民主的という意味がどのような意味かということから、どういったことなのかなというふうに思いますけれども。過去のこと、過ぎた話のことですけれども、昨年、藤川副院長先生が診療に携わることができない期間がありまして、8月、お盆の頃、院長先生と診療の継続ができなくなると大変なので、どのようにしたらいいかというふうな意見交換をさせていただきました。院長先生からは、「とにかくあらゆる手段を尽くして医師確保をしたいので、町の本庁からも協力が欲しい。」というお話をいただきましたし、私自身も政策として、高齢化が進む当町にとって医療を重視するなかで、医師確保、まず必要だろうということで、でしたらどのような施策ができるのか、具体施策について、検討を重ねてきたところです。まず、医療人材確保について研究を重ね、施策を打たれている県、私どもが医師確保について頼りにしている。地域医療構想自体、県の権限で、大きくなっておりますことから、圏域の医療の在り方を考える人材というのは一つの重要なパーツでありますけれども、医師確保について、県としてはどのように御協力がいただけるかというふうにお聞きしにまいりました。それが8月の頃、8月か9月上旬です。私と病院からは事務長がまいりました。相手は、福祉保健部長が対応していただきまして、医師確保課長、係長も対応していただきました。そういうなかで、「県がやっている手法などを参考にしながら、具体施策として詰めていくのが良いのではないのでしょうか。協力させていただきますよ。」というお声をいただきました。そういった流れのなかで、どのようにしていったら良いか、具体施策を積み上げてきたということです。当町、また、当病院としましては、とにかく医師の確保に急いでいるといったような状況がありましたので、できれば今年の4月からの採用をしたいという思いでございました。それぐらい病院の、特に入院の部分を

診てくれる医師が足りていないというところがございます。今から何ができるのかという話をしながら、議員の皆様には御説明をさせていただいた施策になっていったということがございます。それを説明したのは10月頃でした。マスコミの皆様には、まだ公表ができないという段階でしたので、私どもも配慮をするなかで、議員の皆様には事前にお話ししないと、いろいろな記者会見などができないからという話で、皆様にごういったことを、ごういった方向性でやらせていただきたいと思いますというお話をさせていただきました。その時に議員の皆様から様々なお声をいただいて、いただいたお声を踏まえながら、改善する所があれば改善して、議員の皆様の声も取り入れて進みたいという意向を私どもは持っております。議員の皆様には御説明いたしましたところ、「とにかく医師確保、待遇面を改善しても進めるべきなんだ。」「ごういった施策、あるいはもう既に遅いかも。」「今までどうしてここまでやらなかったんだ。」というお声も含まれましたなかでの船出となりました。当時は、議員の皆様も、ある程度、一定程度、この方向性につきましては御理解をいただいているものと私どもとしては認識をしまして、10月末頃の記者会見に臨んだというところがございます。ただ、予算措置、また、条例制定等はしておりませんでしたので、説明する際も、募集の記者さん向け、あるいは後日の説明会の医学生さん研修生さん向けの説明の際にも、「その議会議決は通っていないので、これからそれをした上で採用となる。」というお話もさせていただきました。民主的なプロセスというのがごういったことを指しているのか分かりませんが、しっかり一定程度の御説明を果たしながら、プロセスを踏んで、少しずつ積み上げながら、ごういった取組を進めてきたというところがございます。

ちょっと説明が長くなりますけれども、続いて、2月3月頃、議員の皆様から、改めて、この待遇面の額の大きさ、また、進める方向について疑義が上がったものと記憶しております。そこから、「あるいは医師確保、むしろ医療ニーズが下がるのだから、そんなに急いでやらなくてもいいんじゃないか。」という声もあったことも事実です。私どもとしては、現場の声をお伝えしたりするなかで、条例の制定をさせていただきたい。そして、採用活動に臨みたいというところでしたが、私どものほうの至らぬところや議員の皆様との対話が不足していたところ、また、議員の皆様も正直申しまして外の状況、よそが何をして医師を確保しているのかというところを議員活動の中でもうちょっと勉強していただきたいと、私、正直申し上げてごういったところもございまして、理解する点に至らなかったというところがございます。今後どうするかという話をその後させていただいたり、キャッチボールさせていただいたりしていると思っておりますけれども、まだその過程にあると思っております。私どもといたしましては、何か私たちのこのやり方に固執することなく、柔軟に折り合いながらやっていきますというスタンスでおりますので、もし、医師確保が必要だということを議会としても思っただけのようでありましたら、折り合える点で折り合って進んでいくしかないというふうに思っております。状況としては、どんどん新しい課題が入ってきますので、ここで止まっていると、どんどん新しい課題に対応していきませんので、ある程度、皆様も時間を取っていただいて、対話の機会、もうちょっと今まで、本当にどうにかしたいなら対話の機会をとっていただくなかで、お互いどこら辺でいけるのかなというのを考えていく必要があるのではないのでしょうか。私どもとしては、院長先生もお話されていますが、今ある活動、十日町病院との連携の方向、これはもう既に

組ませてもらったり、院長先生としても基幹病院との連携プログラムや、また、従来からの東京慈恵会医科大学さんの医局とのつながりのなかでのパイプ、あらゆる手段を通して、医師確保については努めていくというふうに聞いておりますので、本庁としてもしっかりと協力しながら進めてまいる必要があると思っております。引き続き、対話をさせていただきながら、御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

議長（恩田 稔）

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

町長から今、詳しく説明をお聞きしました。思いも若干感じてはいますが、やっぱり対話が足りなかったというのは本当にそのとおりだと思います。議会も本当に医師確保に対しては真剣に考えています。本当にそれぞれ皆さんがお金が必要だったら出してもいいと。ただ、その人材が、お医者さんをどういうふうに確保したらいいか。そのところはやっぱり町との対話がもうちょっと必要ではないかなと思いますし、県とのやり取りもありますから、そのところはお互いに折り合って進めるべきだと思います。町はこう考えてるけれど、議会はこうだというふうに対立するのではなくて、やっぱりもう少し対話が必要なのだと思います。

そこで、先月 19 日に、当局側から議会と医師確保対策の意見交換を行いたいという申し出がありました。約 3 時間にわたっての貴重な会議が行われましたけれども、そこに町長の姿はありませんでした。この会があるというのを町長は把握をしていらっしやったと思うのですけれど。だから、私たちは、本来なら町長自ら、今お話をされたような医師確保の思いと責務というか責任、熱意を私たちに伝える場であってほしかったのです。だから、なぜ町長が出席されなかったのか、その会があるのを把握していらっしやったのか、お聞きします。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

私にも様々な公務がありますので、医師確保につきましては、その会については議員さんのニーズをよくよく聞いてほしいということで指示させてもらったところです。思いについては、私どもはとにかく医師が足りなくて現場が回らないという話は以前からさせていただいていると思いますけれども、もうどういう段階にきているかというのと、どうやってリクルートして採用活動していくかというところのその詰めに、どういう具体施策のところを、幾らの設定で、どこの範囲で、よそはどこをどういうふうにしていて医師確保しているのかとか、ある程度もうそのところを詰めてもらいたいと思っております。ということでございます。

医療医師に限らず、人材を確保するというのは三つ方法があります。一つは、スカウティングです。スカウトすることです。二つ目は、今いる人を育てることです。三つ

目はお金を積むということです。あるいは、この三つの組み合わせです。私どもとしては、今いる人を教育するというのは、子どもたちを医療人材として育てるために教育はしましけれども、今、目の前のことを解決できませんので、ではどうするかということになるわけですけれども、地道にスカウトしていくのか、今までの既存のやり方で行き詰まっていたところがありますから、このやり方を今までずっと続けてきたけれど、これからもこのやり方でやれるのかどうか、というところに私どもは課題を感じております。「お金を積んだだけじゃ来ないよ。」という意見がありました。私どももお金を積んだだけなんて思っていないくて、教育システムをしっかりと充実させますというところをセットでお話させていただいています。十日町病院との連携や、魚沼基幹病院、東京慈恵会医科大学もそうですけれども、しっかりとここで症例を積んだり、いろいろな勉強の時間を確保できるようにということでプログラムが組まれているということで、お金の話だけではなくて、そういうところもかなり重視させていただいているというふうに御理解をいただければと思います。あとは、どういうふうに皆さんがここら辺で町としてはやってもらいたいというところが決まれば、私どもは採用活動に動けますので、そのあたりのところをもう少し話をしながら、もうリクルートの旬は過ぎておりますけれども、やれることは町としてやらせていただきますので、皆様のほうの議論を、皆が納得して進めるところを決めてもらいたいというふうに思います。

議長（恩田 稔）

10番、栞原洋子議員。

（10番）栞原洋子

この前の会議の中で、その報告も町長は受けられたかと思うのですけれども、どういう話合いをされたかという報告は受けているかと思いますが、それはどういうふう感じたか、思われたか、お聞きしたいのですけれども。この会議の中で、私が本気度を感じたのは、副町長が医師が今すぐ欲しいのだというのをすごく真剣に訴えられた。それが私に刺さったというか、本気度を感じたのです。だから、町長の厚生労働省での記者発表とかそういうものもありましたけれど、本気になってお医者さんを探すのであれば、町長から、私たちが出た3時間の間に、たとえ30分でもいいから、町長の今話されたようなことでもいいですが、議会と一緒に話をしてほしい。そう思いますけれど、どうですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

そういう意味ですと、こういう場でまたお話できて、議員の皆様のお話もお聞きできるので良いと思いますし、また必要でありましたら、私も仲間に入れさせてもらって、お話、意見交換ができればというふうに思います。かなり人材面、医師だけではないですね。看護師もそうですし、除雪人材もそうです。給食調理員、保育士、そういった基本的な住民サービスを担う人材の不足というのが既にもう慢性化してきているというふうに認識してお

ります。正直申しまして、医療人材だけではありませんので、もう議論を加速させて、本当にどうしたら住民サービスの維持が可能となるのか、あるいは、そこまで維持すべきなのかということも含めて、皆様としっかりこうやってやらせていただくとちゃんと文字として残りますので、私どもはそれを受けて普段仕事しているのですけれど、そういったことでやっていければというふうに思っております。

議長（恩田 稔）

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

また今後、議会と当局との話合いの場がありましたら、この議会とは別にそういう機会があったら、ぜひ町長はそこでまた出ていただいて、生の声を聞いていただいたり、私たちが町長の声を伺ってみたいと思いますので、そのときはよろしく願いたします。

今、病院のほうでは、かなり研修医の先生方もいらっしゃるというお話を聞きました。その研修医の先生方が津南病院に定着してくだされば良いのですけれども、そういう体制は今どうなっているのでしょうか。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

確かに研修医の先生方、本年度は4名いらっしゃっています。4名といっても、1年を通してです。2か月間を4クールというようなかたちで来ていただいています。昨年度、来ていただいた先生の中には、今年度、非常勤ですが、外来診療を担っている、そういうような先生もいらっしゃいます。また、来ていただいた先生方には、常に津南病院のお話もさせていただいているところでございます。今後、つながっていけばと、こう思っております。

以上です。

議長（恩田 稔）

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

研修医の先生方もやっぱり期限を切って、研修が終わったらまたすぐ帰ってしまうのではなくて、やっぱりこちらにも誠意を持って、少しでも定着していただけるような熱意を持って接していただきたいと思います。

次に移りますけれど、医師確保のために、やっぱり町を挙げて熱意を見せて、町の魅力を伝えることだと思います。そのためにも、医師採用担当者の配置、これに専念できる職員、責任を持って担当する職員が必要です。それについては、前にも質問してきましたけれども、検討されたのかということですが、どうでしょうか。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

医師担当の専任の職員というような御質問でございました。実際、専任というわけではございませんが、病院では私が兼務でその任務を担っております。あるいは、大学病院、ドクターとの連携、関係も含めて、院長先生のほうでその関係性を深めて採用リクルート活動を行っている。併せて、町長、副町長も一緒に大学病院、あるいは新潟のほうへ行っていただいているところでございます。今後、人事担当とか、あるいは、福祉保健医療の担当課、連携を深めて採用活動を行っていきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

分かりました。現在、事務長や院長が医師確保に奔走しているわけですが、本来の職務に支障が出るのではないかと。これでは困るのですよね。本来やらなくてはいけない業務を置いて、医師確保にあっちこっちを回っている。そういうのは本当に職員は一生懸命それをこなしていますけれども、町長、それは専門の方を配置するとか、医師を採用する担当者というようなかたちで配置をするような考えは全くありませんか。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

医師採用担当者というようなことで、実際、業務に私ども支障があるかどうかということとは別として、医師の採用に対してスキルがやっぱりございません。そういったなかで、昨年度から予算を通していただきながら、専門の医師確保コンサルタント、こちらのほうに業務を一部お願いしてございます。そのほかに、国県のドクターバンク、あるいは全国自治体病院協議会のドクターバンク、そういったところを含めまして、7 社 7 団体をお願いしまして、病院のドクターバンクへ登録させていただいております。

以上です。

議長（恩田 稔）

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

各団体やドクターバンクをお願いしているということですが、その対応だけでも本当に事務長は大変なのではないかなと思うのですが、職員からもこの間、話を聞い

たら、「やっぱり事務長は事務長職をしっかりやっていただきたい。だから、医師確保をする専用の方が必要なんじゃないかな。」と職員からもそう言って言ってくれたのですけれども、町長はそういうことに対して、今のままで、事務長や院長、副町長が対応している、そのままでよろしいかなと思っていらっしゃるのですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

病院の本来の業務とはなんだと思いますか。採用活動も大変重要な業務です。ある程度、これまでのことを分かっていた人が担って、そのあとに、例えば、病院事長の下にある程度手足となって動ける、そういう人がいればまた動きとして補強されるのかもしれませんが、ある程度、経営層が、私も含め、院長もそうです。院長は臨床ばかりしているわけではありませんので、経営全体を見ておりますので。院長や事務長、ある程度採用のところもしっかり見てもらって、あと、手足を動かすような大変なところは、もう1人必要であれば付けば良いのではないですか。そういうこと。おっしゃりたいことはそういうことだと思いますので、ある程度、骨格のところはちゃんとしっかり見てもらわないと進みませんので。そういった意味での御提案だと思いますので、しっかり業務の回っていないところはリソースとして追加することができるようになればと思いますけれども、その分のコストを、では、どうやって賄うかというところの議論も必要ですので、議会として、その部分を強化してくれという、予算を使っても良いからということであれば、補正予算でも組ませていただきたいというふうに思います。

議長（恩田 稔）

10番、栗原洋子議員。

（10番）栗原洋子

私も病院に長くいましたから、病院の事務長がどういうことをやっていらっしゃるか、院長が今までもずっと医師確保をしてきたわけですがけれども、院長がどのように東京慈恵会医科大学やほかの病院とやり取りをして、様々なおもてなしもしたりして、医師確保のために本当にがんばっておられたのですよ。だから、事務長や院長の下にそういう動いてくれる人を置くという意味ではなくて、今の事務長や副町長もそうですし、院長もやっぱり本来の業務があるわけですから、その業務をしっかりやっていただいて、医師確保の面では別の人材をしっかり置く、スキルをちゃんと持った専門の方を置くというのに、町長は財政が許せば、議会が理解を示せば、そういう方を置いても良いという考え方ですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

採用のところについては、今ほど事務長が申しあげましたように、ある程度、民間のスキルも活用させていただいている。その辺、御理解いただいて予算を通していただいているというふうな話を申しあげているかと思います。

議長（恩田 稔）

10番、栞原洋子議員。

（10番）栞原洋子

次にいきます。私も何回も取り上げています病院建替えについて。町は病院を建替えるという方針であるのか。あるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

今ほど来の質問にも関連しますけれども、ハードを考えるときには、ソフトがきっちり確保されているか、ソフトが規定できるかというところにハードが関わってまいります。ですので、人材面できちんと将来にわたってやっていけるのかという確信がないと、ハードへの投資はなかなか厳しいものと思っております。老朽化自体は、一昨年、私も現場を見させていただいて、老朽化の状況は一定程度把握しているつもりであります。既存のところより一步踏み込むというところになると、やはり人材のほう为抓手り整っているか、そっこのほうを先にしないと、ハードの整備の投資というのはなかなか難しいものと考えていただきたいというふうに思います。

議長（恩田 稔）

10番、栞原洋子議員。

（10番）栞原洋子

中長期計画にもありましたけれども、病院建替えは、まちづくりの一環なのだというふうに、そういう位置付けをしたほうが良いかと思うのです。建替えをするには今の病院の駐車場や恵福園の駐車場、そういう所は建替えの前に恵福園との協議をするのがまず一步だと思うのです。そこを進めなければ、一步も前に進めないと思うのですけれども、最近、恵福園と駐車場も含めた建替えについて、話合いを持ったことはありますか。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

私と恵福園統括施設長との話合いの中では、そういう話はさせていただいているところ

はございます。ただし、公式な場ではございません。また、議員がおっしゃっている駐車場問題につきましては、町の所有、借入れ、そういった土地になるかと思えます。今後の利活用、恵福園、あるいは保健センター、病院、こういった敷地内での検討はすべきではないかというようなことは、中長期計画でも検討させていただきました。

以上です。

議長（恩田 稔）

10 番、栗原洋子議員。

（10 番）栗原洋子

やっぱり公で、町長を含めて、恵福園との協議を今までしてこなかったということですよ。隣に渡り廊下でつながっている恵福園と建替えについてしっかり協議をするべきだと思うのですよ。恵福園の長にお聞きしたら、「町の姿勢が分からない。いつ建てるのか、駐車場をどうするのか、どこに建替えるのか、全く私たちには分かりません。恵福園は、もう建替えの用意があって、積立ても十分している。駐車場や建替えの場所、それも町の姿勢が分からないと決められない。」というふうに深刻に話をしていました。当然そうだと思うのですよ。町から協力してもらえなければ、恵福園だって、どこに建替えていいのか、駐車場をどうするのかということも。やっぱり町はもっと前向きに恵福園と協議をしていいのではないですか。なぜ町長はしないのですか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

積立てが十数億円あるというその福社会と累積が 11 億円あるという津南病院の判断は、おのずとスピード的にも大変違うものがあるというふうなことは前提といたしまして、いろいろな訪問した折には、老朽化の状況、建替えを将来的にしなければならない状況等々はお聞きしておりますけれども、何分、我々津南町、津南病院のほうが将来的な経営基盤である人のところ、そこがぐらぐらしていた状態では将来的な前向きなお話ができかねますので、優先順位としては将来的な人の確保、具体的に申し上げます、院長先生林先生の次なる核となる人が見つかるかどうか、その辺が一つ大きな投資の判断になってくるというふうに思います。

議長（恩田 稔）

10 番、栗原洋子議員。

（10 番）栗原洋子

建替えに関して、そういう財政的な面を一番に考えるのは当然なのですが、その前に、恵福園もそうですし、保健センターもそうなのですが、そういう位置的な関係とか、ほかの所に全く恵福園を動かしても良いのか、そこら辺のまちづくりの一環として、

町は責任を持って話をするべきではないかなと思うのですね。恵福園は恵福園で考えればいい、財政的にももう準備してあるから任せるとか、病院は病院でまだ全然そういう準備ができていないから恵福園さん勝手にどうぞというわけにはいかないですよ。だから、その辺のまず一步が話合いだと思うのですよ。恵福園は今のように入り廊下があって、非常に職員も利用者の方も大変有り難いのだと思います。あれは恵福園のほうから建てた時に、入り廊下を作ってほしいということで入り廊下ができたのだそうですけれど、あれがあるおかげで本当に十分病院との行き来ができるわけで、そういうのも含めて、まず施設と話合いをする、それがまず一步ではないですか。お医者さんを確保するとかいうのはもちろん、それは別の問題ですし、建替えについて話し合う余地はないのでしょうか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

それぞれの部署で法人さんから声は伺っていると思いますが、それも聞きつつ、私も直接お話ししたいと思います。コロナ禍で福祉施設とあまりやり取り（ができず）、コミュニケーションが不足していたところもありますので、改めてお話をさせていただいて、建替えは早々にどれぐらいのスパンで考えているのかとか、あるいは土地の問題をどうするのかとか、そういう話は、相談には乗れる体制にはあるかと思いますので、しっかりとその辺、最近お話できていなかったところは、お話していければ良いのかなと思っております。つなぐかどうかはまた別の話ですので、現状の法人さんのニーズというか、状況ですね、そういったことは常にお伺いする必要があると思いますので、私自身も伺ってみて、お話する機会は設けたいと思っております。

議長（恩田 稔）

10 番、栗原洋子議員。

（10 番）栗原洋子

その話合いをするという事は、大体いつ頃までにそういう話を進めたいと思っていらっしゃるのですか。そんなに1年、2年先の話ではないと思うのですけれど。恵福園側がもう急いでるというか、早めに町と話を進めたい思いがあるのだと思います。だから、いつまでに、こちらが上からするのではなくて、一緒に協議する場、それはいつ頃にしますか。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

まず、課の中に入っている話をちょっと私、報告を受けなければいけないので、受けてから、法人さんのほうにいつでも行けますので、理事長さんとも同じような地域ですか

らお話できますので、いつでも取ることはできると考えています。

議長（恩田 稔）

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

町長はいつでもできるということですので、ほかの職員の方もそのように、よろしくお願ひします。いつでも話合ひを持っていいそうですから。どうですか。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

法人とは日頃、いろいろな連携をさせていただいていますので、正式に恵福園側と打合わせは、また再開ができるかと思ひます。町長答弁にもありましたとおひ、このコロナ禍で恵福園との連携会議ができなかったというところはございます。今後、行ってまいりたいとは思ひています。併せて、建替え、あるいは大規模改修、そういったところの判断につきましては、まだまだこれからたくさんの課題がござひますので、そちらのほうを解決しながら、議員の皆様とまた相談させていただきながら行ってまいりたいと思ひています。

以上です。

議長（恩田 稔）

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

大規模改修になるか、建替えになるのか分かりませんが、そういう話合ひ、協議をする場を一時も早く持って進めていただきたいと思ひます。まず、それが第一歩だと思ひますので、町長もよろしくお願ひします。

次に、通院手段にいきます。長野県の本曾町では、生活交通システムを導入して、地域住民からもアンケートを取って、「もう少し運賃を高くしてもいいから安心してバスで病院に行きたい。」というふうに答えています。新しくなられた町長も、「公共交通は、まちづくりのあらゆる政策分野にも共通した土台となるインフラである。」という理念を持っています。本曾病院というのがあるそうですが、そこの直行便のバス運行も開始をしています。そして、職員が地域に入って地域の声を聞くとともに、町は交通事業者に職員を派遣して住民の声を反映した事業計画づくりや、バス停の整備などに努力をしています。本曾町の交通政策は、「国土を守る」「命の交通網」と地域交通を位置付けて、明確な理念を持って動いています。

栄村でも高橋前町長は、こういうふうに言っています。「人は大抵、住み慣れた場所で住み続けたいと思ひている。安心できる居住は、生存、生活、福祉の基礎であり、基本的人権である。公共交通の担ひ手は誰か。運営主体を。」と責任を明確にしてきたのだそうです。

このことは、自治研が出している「地域交通政策づくりという冊子があるのですが、そこに詳しく出ております。

やっぱり町は、地域医療を守る責任がありますよね。津南病院を受診して、紹介状をもって、遠くの病院に行かざるを得ない状況も生まれています。個人の責任で行くしかないのか。高齢化のなかで、通院手段も町の責任で、地域住民や交通事業者又は協議会などと連携をして、安心して病院通いができるシステムを作ることが喫緊の課題ではないかと思っています。町長は、この通院手段について、どういうふうにお考えですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

以前、津南町にも、言い方は失礼かもしれませんが、患者移送車というのが運行していて、かなり御利用があったと伺っておりますし、私も職員時代が長いので現場を見ておりますが、この公共交通については、本当に町だけではなくて全国各地の課題でございまして、町も公共交通協議会の中で様々な御意見をいただきながら、今取り組んでいるところでございます。これから高齢者が増えていくにしたがって、通院手段の確保は大変難しい問題と分かっておりますので、引き続き検討させていきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

10番、栗原洋子議員。

（10番）栗原洋子

本当に実際もう遠くの病院でしか対応できないという状況が今生まれているわけですから、本当に自分でそこまで行きなさい、帰りも自分でなんとかして帰ってきなさいという、そういう状況ではないと思うのですね。だから、町がある程度責任を持って、では、こういうふうな交通システムを作ろうとか、木曽町のような方法をとるとか、そういうものをやっぱり研究していただいて、住民が安心して医療を受け、生活できるような方法を考えて、ぜひ進めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問ですが、会計年度任用職員の件です。会計年度任用職員は津南町も保育士が45人です。今年度のデータを先ほどお聞きしましたが、正職員がそれよりも少ない状況。でも、町のほうは、正職員を採用せずではなくて、臨時保育士を雇用することで園児数に対する基準の保育士数を確保できるというふうに、この間、頂いた資料にもそう書いてあるのです。だから、更にまた臨時保育士を雇用して基準に達する保育士数を確保するという考え方なのですね。正職員を採用するという、その強い思いはないのでしょうか。

議長（恩田 稔）

教育長。

教育長（島田敏夫）

ありがとうございます。先日の資料については、保育士の園児の基準に対する確保のところにつきましては、会計年度任用職員の保育士を確保することによって、基準を満たすという考えではございません。そのような説明を先ほどしたのではないのですけれども、必然的に今そういう状況になっているという状況の御説明での資料を作ったつもりでございます。そういったなかで、ここ3年間、私も保育士の採用状況のなかで、残念ながら正職員を希望される方々がおられないというところが大きな課題であると思っているところで、私どもとしては、なんとか正規の職員を、正規の保育資格を持った方々を採用したいという思いは強く持っているところでございます。

議長（恩田 稔）

10番、栞原洋子議員。
簡潔にお願いします。

（10番）栞原洋子

やっぱり正職のなり手がいないということは、やっぱり正職員の仕事、業務が本当に大変だということを目の当たりにして見ているわけですから、それを見ると、若い保育士が育っていないのだそうです。職員がそう言っていました。津南町ではないですけど。「職員が育たないんだよ。」と。だから、正職の数はずっと少ないと、臨時が移行したり、退職してしまったりということで、なかなか募集をかけても正保育士が採用できないというのは、きっとどこの保育園もそうなのですよ。そうなのですけども、正職員を採用するその姿勢がやっぱりないと、「もうどうせ来ないのだから、臨時・再任用でもいいか。」というような考え方になるかと思うのですけれど、正職員を採用してください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

町長答弁にもありましたように、そのために今回、社会人枠を作りまして、採用年齢も上げたところでございます。決して正職員を採用しないとかそういう思いではありません。したいがための施策でございます。

議長（恩田 稔）

換気のため2時5分まで休憩いたします。

—（午後2時00分）—

—（休憩）—

会議を再開し、一般質問を続行いたします。

—（午後2時05分）—

議長（恩田 稔）

5番、桑原義信議員。

(5番) 桑原義信

通告に基づいて、2点について質問します。

1. 1点目は、新型コロナウイルス感染症第9波から町民の命と健康を守るために。新型コロナウイルス感染症の法律上の分類が2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に5月8日、移行されました。行動制限に法的根拠がなくなり、感染対策は行政の要請や関与による様々な対策ではなく、個人や事業所の判断が基本となりました。しかし、新型コロナウイルス感染症は収束したわけではなく、ウイルスの症状は変わりません。5類に移行して1か月がたちましたが、感染状況の集計も全数把握から定点把握になり、厚生労働省によると、3週連続で前週を上回る患者数が報告されており、いまだ広がっていると見られます。状況は捉えにくくなった一方で、クラスターが増えているとの報告もあり、専門家からは警戒の声が上がっています。日本医師会松本会長は、「再度、夏にかけて感染拡大が懸念される。」と報告しています。新型コロナウイルス感染症は、現在も今後も続くことを前提にした対策が求められます。次の第9波から町民の命と健康を守るため、町長に伺います。

(1) 医療体制について。県の方針では、原則医療機関間で入院調整の協議となっていますが、津南病院で入院病床は確保できるのか伺います。

(2) 高齢者介護施設について。

① 県は、施設内の陽性者は健康観察や医療的な処置について、自施設等の対応可能な範囲で施設内療養を行うとの方針ですが、施設入所者が感染した場合に入院ができるよう保障することが大事だと思うが、町長の認識を伺います。

② そのために、入院できる体制となるよう県に求めていくべきであるが、どうか伺います。

③ 介護施設でのクラスター発生を避けるため、感染の施設への持ち込みを防ぐことが最も大切で、従来どおりの感染対策は継続しなければなりません。利用者、職員の定期的な検査、感染対策が必要であり、感染対策の資機材整備への財政措置を継続することが必要と考えるが、その考えがないか伺います。

(3) 感染対策について。

① 感染者の動向の調査集計は、毎日の全数把握から週1回の定点把握となりました。感染対策は、個人や事業者が自主的に判断することになりました。町は、今までどおり感染状況の把握に努め、町民や事業者への必要な感染対策の呼びかけを行うことが必要ではないか。

② 検査や外来、入院、治療薬が原則無料から患者の自己負担となりました。危険な感染症であることに変わりがないことから、受診抑制と重症化にならないためにも、費用負担軽減策を行うべきではないか、考えを伺います。

2. 大きな2点目は、期日前移動投票所の実施を。全国的に選挙の投票率が下がっており、低い投票率が課題となっています。高齢化と平成20年、30投票所が16投票所へと約半減したことで、投票所が遠くなり、投票に行けない人が多くなり、投票率が下がる要因となっております。「高齢者や障害がある人が離れた投票所に行くのは困難。」との声が絶えません。町民の中からも、「期日前移動投票所の実施を。」と提案しています。全国で

は、ワゴン車やバスなどで地域を回り、車内で投票のできる期日前移動投票所が増えて
います。期日前移動投票は、主に山間地や過疎地域を抱える市町村の選挙管理委員会が
主に 10 人乗りバスやワゴン車やバスなどに記入台、投票箱、立会人席を設けて地域を回
るもので、総務省選対部は 84 の自治体が活用していると発表しています。2019 年の参院
選では 33 自治体だったが、2021 年 10 月の衆院選は 59 と約倍増。さらに、2022 年の参
院選で 84 自治体となりました。津南町も投票しやすい環境を進めるため、期日前移動投
票所の実施を提案したいが、町長の考えを伺います。
壇上では以上です。

議長（恩田 稔）

答弁を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

5 番、桑原義信議員にお答えいたします。

大きな 1 点目、新型コロナウイルス感染症第 9 波から町民の命と健康を守ることに関す
る御質問の 1 点目、津南病院の医療体制についてお答えいたします。新型コロナウイルス
感染症の 5 類移行後の津南病院では、外来対応医療機関として、発熱等症状がある患者様
が検査診療を受けられるよう陰圧ハウスを利用した外来診療を継続しています。また、医
師が診察後に入院が必要と判断した場合は、感染予防対策をほどこしながら、患者様への
サージカルマスクの着用、ゾーニングと言われる清潔区域との完全な区分けを伴う個室管
理等を行い、特定した病床に受け入れることとしています。しかし、特定病床に空きがな
いときは、受入れ可能な病院と病院間調整を行いながら入院対応を行ってまいります。

2 点目、高齢者・介護施設に関する御質問の 1 点目、施設入所者が感染した場合に入院
ができるよう保障することが大事だと思うがその認識はどうか、2 点目、入院できる体制
をとるよう県に求めていくべきであるがどうか、3 点目、介護施設でのクラスター発生を
避けるための感染対策の資機材整備への財政措置を継続することが必要であるがどうか、
については、関連がありますので一括してお答えいたします。新型コロナウイルス感染症
は令和 5 年 5 月 8 日に感染症法の位置づけが 5 類となり、徐々に社会生活がコロナ禍前に
戻りつつあると認識しています。ただ、議員御指摘のように、ウイルスがなくなった訳で
はなく、感染の拡大も十分想定されるところです。県では、県内の高齢者・障害者施設を対
象に 5 類移行に向けた説明会を 3 月 29 日に Web にて開催したところです。説明会では、
「高齢者施設において適切に患者を療養、かつ、施設の嘱託医等が受診や入院の必要性を
判断するトリアージができ、原則、協力医療機関との入院調整を行う。」との説明があつた
ところです。限られた医療資源を有効に活用するため、施設内療養を基本とし、入所者の
状態などから医師が受診や入院の判断をする医療提供体制が示されており、必要時には速
やかに医療機関へ受診・入院ができるものと認識しております。

次に、感染対策への支援などについてですが、同じく説明会において 5 類移行後の高齢
者施設などにおける医療支援などについて説明があつたところです。医療資機材の供給、
クラスター発生時の人材の供給支援、いわゆる応援職員派遣事業については当面の間、継

続。管轄保健所の指導助言、感染症専門家の派遣、実地指導等は継続などとなっております。必要な支援については継続して対応いただいているものと認識しています。全国知事会も政府に対し、5類への位置づけの変更により、国民や保健・医療の現場に混乱が生じないように求め、5類移行に伴い発生する費用などについては、地方に負担を求めることなく、十分かつ確実な財政支援を講じるよう要望しているところです。

3点目、感染対策に関する御質問の1点目、感染者の動向の調査が定点把握となったが、町は今までどおり感染状況の把握に努め、町民や事業所への必要な感染対策の呼びかけを行うことが必要ではないかについてお答えいたします。5類移行後は、感染者の把握方法が全数把握から定点把握に変更となり、新規患者数の公表も週1回、定点医療機関当たりの数となり、自宅療養者、死亡者累計数は把握できないため、公表できないこととなりました。5類移行後は基本的な感染対策は、個人や事業者が自主的に判断して実施することとなりますが、判断する際の国から示されている指針などについて町民の皆様に周知し、感染対策の呼びかけを引き続き行ってまいります。

次に、検査や治療などについての費用負担軽減策についてお答えいたします。5類移行後、新型コロナウイルス感染症に係る外来、入院、検査に掛かる費用については、高額な治療薬を除き、自己負担となっております。新型コロナウイルス感染症は、高齢者や基礎疾患のある方が罹患すると重症化するリスクが高いことから、危険な感染症であるものと認識しております。費用負担軽減策をとるのですが、5類移行後は基本的に全ての医療機関で疑いを含むコロナ感染を理由に入院や外来受診を断ることがないように国は求めており、一般の疾病と同じように対応するものから、診療上の自己負担が発生するのはやむを得ないと認識しております。しかしながら、医療費が掛かることで受診控えが起きるようなことはあってはならないと思っておりますので、国において費用負担の軽減について引き続きの実施と新たな軽減策について検討いただけるよう、国・県に要望してまいりたいと考えております。

大きな2点目、津南町も投票しやすい環境を進めるための移動式期日前投票所の実施を、についてお答えいたします。高齢化が進むなかで、選挙人の移動が困難であるなど投票環境に配慮した取組をする必要があると考えております。町ではこれまで、投票日当日に投票所無料送迎車を運行し、取組を進めてまいりました。具体的には、投票所から3km以上、高齢化率50%以上の集落を中心に、12集落へ車両3台を使い、投票所無料送迎車を運行しており、選挙によって増減はありますが、20名前後の皆様から御利用いただいております。議員御提案のありました、移動式期日前投票所につきましては、全国で少しずつ取組が増えているようです。町として実施を考えた場合、通常の役場での期日前投票所と並行して移動式期日前投票所を設けることとなりますが、移動式期日前投票所だけで少なくとも投票管理者1名、投票立会人2名、事務従事者1名、計4名の人員が必要となりまして、役場での期日前投票所を含め人員の配置について検討を要すること、二重投票を防ぐため、選挙人名簿との照合、これは本当に重要なのですけれども、現時点で町のシステムが外部とのオンライン接続に対応していないことなどから、移動式の期日前投票所の設置には至っておらないところです。今年度は、実施している自治体を視察させていただくなかで、更に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（恩田 稔）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

再質問します。最初は町長に伺いますが、新型コロナウイルス感染症の発生から3年を迎えて、2類から5類になり、経済活動も動きを見せてきましたが、一向に新型コロナウイルス感染症はなくなりません。発生状況も掴みづらくなり、町民の不安は多大です。飲食店は少しはにぎわいが戻ってきましたが、ほかの商店は戻ってこず、最近、古くからの老舗が閉店を決めました。ほとんどお客さんが戻ってこないということです。これに対しては本当大きな損失だと思います。新型コロナウイルス感染症がまん延し、第9波を迎えれば、商売も事業もやっていけなくなります。元の経済活動に戻すためにも、もうこれ以上、閉店を生まないためにも、第9波を呼び起こさないための感染対策が重要です。まず、最初に町長に第9波を呼び起こさないための感染対策の決意を伺います。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

議員におかれましては、小売飲食店の皆様の声をお聞きいただき、また、この3年余りのコロナ禍のなかで、こまめに事業所さんを回ってお話をさせていただいたとのお話、私の耳にも届いておりまして、感謝申し上げます。ありがとうございました。

私も感染動向、県の情報などを通じて見ておりますけれども、先ほど壇上で申し上げましたとおり、引き続き、個人の皆様、事業所の皆様に基本的な感染予防対策をしっかりと行っていただけるよう、町といたしましても広報などを通じて注意・啓発を図ってまいりたいというところでございます。

議長（恩田 稔）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

では、中身に入っていきます。津南病院では、今までは外来診療のみで、コロナ病床は確保されていませんでした。今度はできるということなのですが、津南病院にどのくらいの病床を確保するのかをお聞きしたいです。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

ゾーニングができる場所ということで、新館個室を考えてございます。ただし、新館個

室は通常でも入ってございますので、現在では1室というところを考えています。また、空き状況によっては、町長答弁にもございましたとおり、ほかの医療機関に調整をかけながら入院対応していくということでございます。

以上です。

議長（恩田 稔）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

今まで津南病院にはコロナ病床はなかったのですが、病床確保の財政支援はなかったと思いますが、5月8日からこの病床確保事業が半額に引き下げられるということになります。津南病院もこの財政支援を求めるべきだと思いますが、いかがですか。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

財政支援というかたちのなかで、様々な補助事業等々がございます。私ども、入院の受け入れをしてございませんでした。そのなかで、入院医療機関というような認識で今までなかったというところがございます。今回、5類の移行ということもございます。インフルエンザ等々と同じような対応というところのなかで、職員も予防対策をしながら行くということでございます。

以上です。

議長（恩田 稔）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

次に行きますが、施設内の陽性者が出た場合です。重症にかかわらず原則入院させて治療につなげるべきではないかという、そのためには津南町の病床確保というのが重要になってくると思うのですが、重症にかかわらず入院させるという点では、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

津南病院では、重症患者につきましては対応がなかなか難しいというところがございます。中等症の患者様を対応していきたいと思っています。重症患者につきましては、先ほど申し上げた近隣の入院可能な医療機関と調整を図りながら、入院対応を行っていきたいと思っています。

議長（恩田 稔）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

あちこちでコロナ感染を本当に聞くわけなのですが、クラスターを避けるために感染対策は引き続き本当に大切だと思います。この施設での感染対策なのですが、そのために施設への感染対策の財政負担は、施設の負担にしないということが重要だと思います。その点ではいかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

介護施設への新型コロナウイルス感染症対策という御質問でございます。今ほど、町長答弁でもございましたけれども、県の説明会におきましても、従来どおり医療資機材の供給、あるいはクラスター発生時の人材の応援職員の支援、それから保健所の個別の指導等々、必要な事業については当面の間、あるいは継続というかたちで対応しているというところでございます。また、国のほうでも財政的な措置としまして、サービス事業者のサービス提供体制確保事業、これについては実施主体が県になりますけれども、こういった事業は令和5年度の予算でも計上しているというところでございます。国のこのような方針を踏まえて、県のほうでもこちらの財政支援措置の実施については検討しているというところでございます。

議長（恩田 稔）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

特に施設の中では、利用者・職員の定期的なPCR検査が必要だと思います。恵福園では、抗原検査キットは来年の2月まで在庫があるそうですが、その後は県から来るかどうか分からないということです。今までは、職員は遠方に行った場合は、それを使わず三日間自己負担で検査していたわけなのですが、今度は在庫があるということで、それを使っているということなので、もう早急になくなることもあります。その検査キットの財政負担、これをぜひ県に求めていただきたいと思います。いかがですか。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

介護施設の職員、介護施設全体での新型コロナウイルス感染症対策というところの御質

問でございます。先ほど来、答弁でもございますけれども、国のほうでもう5類相当になりましたので、引き下げられたことによりまして、基本的に行政のほうから強制的なことはできないということでございます。国のほうで、あらかじめ参考的にこういう場合はこういうことが望ましいというふうな例を示したなかで、基本的な感染対策を各施設でも実施をしていただくということで認識をしてございます。

先ほど御質問がありました抗原検査キットということでございますけれども、県のほうでも昨年度末ぎりぎりまで希望する施設には配布をしていたというふうに私も認識しております。今後、必要なものについては各施設というところも出てまいりますけれども、当然、施設の法人の規模によってはなかなか難しい面もあるものと思っておりますので、それについては、施設又はいろんな法人からのお声を聞いたなかで、また必要であれば国のほうにも声を上げていきたいと思っておりますのでございます。

議長（恩田 稔）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

資料を置いてきたので次に行きます。大きい2番の期日前移動投票所なのですが、実際、投票率が下がっているということは、本当に問題になっていると思います。全体的にどういうふうに投票率が下がっているか見てみますと、町長選、町議選は身近な選挙であって投票率は高いのですが、30投票所から16投票所になった、約半減したわけなのです。それが平成20年を前後にして見てみますと、平成14年の町長選では87.3%、平成15年の町議選は87.3%と87%台です。平成17年の町議選でも85%、平成18年でも町議選は84.4%と80%台なのですが、16投票所になってから平成27年の町議選では76.8%とか、平成28年は77.7%、令和元年では72.44%、令和4年、この前の町長選では78.6%と70%台などで、10%ほど減少しています。県知事や県議選も同じく、30投票所の時は80%をキープしていたのですが、例えば、平成8年の県知事選は83.54%、平成12年の県知事選は80.34%、平成19年は、81.2%に対して、16投票所になったら、平成20年の県知事選では69.8%、平成23年の県議選は68%、今年の県議選は68.36%で60%台と、すごく下がっているわけです。国政においてはなおさら、令和元年参議院選では67.79%、令和3年衆議院選は72.6%、令和4年の参議院議員選は66.52%と、60%台に下がっているわけです。この下がっている状態のなかで、どういう対策をとってきたのか伺います。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

先ほど町長答弁にもありましたとおり、投票日当日のバスによる無料送迎等取り組んでおりますし、明るい選挙推進委員10名おりますが、この方々が例えば117号線に投票を呼びかける旗を掲示したり、看板を掲示したり、選挙啓発を努めているなかで、国政選挙、県の選挙等におきましては、ほかの自治体よりも高い投票率を示しているところでございま

す。

議長（恩田 稔）

5 番、桑原義信議員。

（5 番）桑原義信

平成 23 年からは送迎バスなども出て、先ほどの町長の答弁の中でも、20 人ほどそれを利用していると伺ったのですが、この送迎バスだけでは投票に行けない人は投票できないわけです。送迎バスが来たとき、そこへ行かなければだめなので。やっぱり定点である程度の時間で地域を回って投票できるとか、そういうことができれば、もっともっと投票できる人は生まれてくると思うのです。そういった意味でも、そういう送迎バスも含めて、ぜひ期日前投票の実施を本当に検討していかなければいけないと思うのですが。特に、いろいろ回ってみるなかで、本当に投票に行きたくても行けないという状況が 30 選挙区から 16 選挙区になったことによって、投票所の範囲が（広くなり、投票所まで）すごく本当に遠くなったわけですね。そういった意味でも、例えば、上郷方面では、今まで羽倉にあったり、今井にあったり、上郷小学校にあたり、加用にあたりして、4 か所もあったのが今は 1 か所しかない。中津方面でも、反里口にあって、中津保育園にあって、古くは石坂の集落まで投票所あたりしたわけですが、歩いて行ける範囲で投票所があるというのがやっぱり理想だと思うのですが、それは無理となると、そういう行けない人たちの足を確保するということが本当に重要ではないかと思います。全国でも 84 の自治体がもう実施しているし、費用の面は国の交付金が出ていると思います。そういうものを活用すれば、できないことはないと思います。そうして投票率を上げるということが本当に重要だと思うのですが、いかがですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

投票機会の確保は重要な課題だとは認識しておりますけれども、移動式の期日前投票所につきましては、町長の答弁にもありましたとおり、人員の確保と二重投票の防止という面で、まだ課題が残っているというところがございます。例えば、県知事とか国の選挙のように告示期間が長いときは、最初的时候はまだ期日前投票をする方は少ないので、携帯電話でも移動式投票所から選管に電話して、その人の投票権があるかないか、その人はもう投票が済んでいるか済んでいないか、それを確認してできますけれども、例えば、身近な選挙、町長選挙とか町議選挙は期日前投票所の期間が 4 日しかないわけですね。今年の 5 月、県議選が行われましたけれども、その時は 1,500 人ほどの期日前投票者がありました。これを単純に 4 で割ると、400 人前後が 1 日に来るということになります。そのなかで電話でやり取りとかをやると、選挙で最も重要な正確性が担保できないというところがございますので、まだこれから研究、検討させていただきたいと。それをやっている先進地のほうにも視察に行くなかで、どういうやり方をやっているか研究させていただきたいと

思っております。

議長（恩田 稔）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

84の自治体で行われている、そこでどうやられているのか、そういう二重投票の防止とかいろんな面で問題が出てくると思いますが、そこで学んでくる必要があると思います。ぜひ早急にやって、次の選挙からそれが取り組めるような、そんな体制に持っていかせたいと思います。費用の面では、交付金などを利用できれば、町の負担は半額になると思いますので、その点では、それを理由にやらないとかそういうのではなくて、町民が選挙に参加するということがやっぱり重要だと思っておりますので、いかがですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

ただいま議員御指摘のとおり、移動支援に伴う財政措置は国のほうでやり始めたと聞いております。先ほど申し上げましたとおり、選挙に大切な正確性、公平性等担保できますれば、投票機会の拡大ということで取組を進めていくべきだとは思いますが、まだそこまでの段階に至っていないということで御了承いただければと思います。

議長（恩田 稔）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

それから、送迎バスの点なのですが、全国ではいろいろな例もあつたりしまして、身体障害者の人たち専門に、そういう送り迎えなどをやっている所もあるようです。津南町は、身体障害者の送迎とか、そういう投票についてはどう考えていますか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

一部の身体障害者、確か一級の障害者手帳を持っている方、あと、2級の下肢の方は、いわゆる郵便投票制度がございますので、ここを利用していると思いますが、それ以外の障害者の方についての移動支援というのは、先ほど申し上げました当日の投票所までのバスの運行だけでございます、障害者の方に特化したというか、それだけの支援というのは行っていない状況でございます。

議長（恩田 稔）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

全国でも障害者に対して投票を保障するという意味で、いろいろな市町村で障害者の支援をやっているわけですが、そういうものもやっぱり本当にいろいろで、例えば、車椅子も一緒に乗車できる介護タクシーで送迎して、それは費用はもちろん利用者の負担はないということで行政支援なのですが、ほかの町でも介護タクシーや車椅子やストレッチャーを搭載して送迎するとか、いろいろ兵庫県でもやられております。郵便投票の実態を私は掴んでいませんが、そういうことも考える必要があるのではないかと思います、いかがですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

先進地の事例を学びながら、今後の検討・研究課題とさせていただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

この前、身体障害者互助会の会長さんにお会いしてお話を聞いたのですが、選挙について、人間としての権利として、生きている権利として、この義務をやっぱり果たさなければならぬのだと言っていたのですが、1人でも本当に人間としての権利でありますので、この義務を果たせるように行政が取り組まなければいけないと思います。津南町も先進地を学びながら、期日前の移動投票ができるように、ぜひ取り組んでもらいたいと思います。最後に、本当に町民の命と暮らしを守り、医療ひっ迫を防ぐため、本気になって感染対策を進め、町民にやさしい行政、町民にとって使い勝手の良い町政を目指すことを願って、質問を終わります。

議長（恩田 稔）

換気のため3時5分まで休憩いたします。

—（午後2時50分）—

—（休憩）—

会議を再開し、一般質問を続行いたします。

—（午後3時05分）—

議長（恩田 稔）

9番、吉野徹議員。

(9番) 吉野 徹

本日最後です。よろしく願いをいたします。

1. 町公共施設、公民連携での方向性についてお尋ねいたします。財産調書の基本資料で記載をされております公共用財産の一部、指定管理者制度で取組を進めておられますけれども、関連施設との関わりについてお聞かせください。住民の福祉増進を目的に進めておられる指定管理者制度とっております。数多い町の公有財産施設の中で、町財源の縮減、住民へのサービス提供を進めるに当たっての施策とも思っております。対象の指定管理者制度施設、それ以外の一部の施設、民間業者等に包括的に進められておりますけれども、これらの現状のなかで、お聞かせください。

(1)(2)二つは同じ質疑ですので、まとめて伺います。町の多くの普通財産の中での施設。現在、通常の民間委託されている施設、また、新制度の指定管理者制度に移行し、委託するよう進めることは可能でしょうか。それらの関連の定義について教えてください。特に、町の観光関連施設は対象となるのか。その点についてもお聞かせください。

(3) 3点目でありましてけれども、指定管理者制度の指定管理者協定の中での業務範囲の中で、災害時における施設修繕等、また、普通修繕・修復等、リスク分担はどのような基準を持って進めておられますか。お聞かせください。

(4) 町にも同施設の中で、施設の一部を指定管理者制度を用いておられる施設がありますけれども、協定の中での取組は異なってくると思われまして。協定時、どのような定義をなされ進めておられますか。お聞かせください。

(5) 最後ですけれども、町では今後、指定管理者制度をお進めになるのか。また、今までどおりの通常の管理委託をお進めになるのか。町の考えについて、お聞かせください。

壇上では以上でございます。

議長 (恩田 稔)

答弁を求めます。

町長。

町長 (桑原 悠)

9番、吉野徹議員にお答えいたします。

1点目、町公有財産の区分での普通財産、指定管理制度との定義についてお答えいたします。

普通財産とは、公有財産のうち地方公共団体において、公用又は公共用に供することを決定した財産以外の一切の公有財産のことをいいます。普通財産は、行政財産とは異なり行政執行そのものの目的達成のために直接利用されるべきものではなく、貸付け、交換、売払い、譲与などができる財産となります。

指定管理制度については、公の施設、一般的には行政財産の中の公共用財産の管理を条例の定める手続きに沿い、議決を経て指定される者に行わせる制度となっております。

2点目、連携協定を考えるなかで、町公共施設のうち普通財産全てを指定管理者制度へ

と取り組むことは可能かについてお答えいたします。指定管理者制度は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定されている公の施設の管理についての制度です。普通財産については、直接行政上の目的に供せられるものでなく、原則として一般私法の適用の下、これを貸付け等することができるとされており、指定管理者制度の適用はできないこととなります。

3 点目、災害時における業務範囲での施設の修繕・修復等リスク分担についての協定内容についてお答えいたします。指定管理者を置いている施設は、それぞれ指定管理者と協定を締結しており、そのなかで業務の範囲や修繕費を含めた維持管理費の限度額などについて役割を分担しています。施設によって異なりますが、修繕費については 20 万円以上、備品については 10 万円以上の部分は町が負担するというようなかたちでそれぞれ取り決めをしております。

4 点目、施設の一部導入の場合の注意点はどのように理解をしたらいいかについてお答えいたします。町といたしましては、それぞれの施設の財産区分、使用形態、管理方法などに応じて、指定管理、業務委託などを含め最適な管理を行っているところです。

5 点目、福祉増進のなかで進めている指定管理者制度の今後の対応はについてお答えいたします。指定管理者制度が導入された目的は、公の施設の管理において必要に応じて民間のノウハウを活用し、より効果的に公の施設を管理運営していくことと理解しております。施設の実態に応じて、引き続き活用を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（恩田 稔）

9 番、吉野徹議員。

（9 番）吉野 徹

質問は大きく 1 点でありますので、順位を決めないで教えてください。お尋ねいたします。指定管理者制度、今説明いただきましたけれども、町長は、この指定管理者制度のメリット・デメリットはどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

指定管理者制度を導入するメリット・デメリットということでございますけれども、指定管理者には、当然、民間事業者として蓄積したノウハウというものがございます。こうした指定管理者の企画・アイデアを生かすことで、多様化する住民ニーズに応えやすくなるというメリットがございまして、自治体ではなかなかできないサービスを提供することもできるかと考えております。そういうことで、利用者の満足度の向上にもつながるというメリットがございまして、逆に、デメリットということでございますけれども、施設を所有する自治体と実際にサービスを提供する指定管理者が別主体であるため生じる問題があるかと考えております。指定管理者が自治体に代わって公の施設の運営をするということですので、自治体は運営の意識を持ちにくくなる危険性があります。また、指定管理者に

なると期限が決められておりますので、それが終わった後、また違う指定管理者になった場合、それが引き継がれないという、そういうデメリットもあろうかと考えております。

議長（恩田 稔）

9番、吉野徹議員。

（9番）吉野 徹

今の説明をいただいたなかで、メリット・デメリットとして、副町長からお聞かせいただきましたけれども、今、我が町にももちろん指定管理制度で行っている施設がございます。観光施設、健康増進施設、福祉施設とか、そういったものがあるわけでありましてけれども、今の立場から見まして、町が指定管理制度を取り組んでおられるなかで、現状で、町は指定管理者制度を用いて良かったのかな、いや、ちょっと失敗したなど、そんな考えというのは、どういった考えをお持ちでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

指定管理者を導入するに当たりまして、その辺は十分考えたなかで指定管理者制度を導入した施設でございますので、今のところ、大きな間違いというかデメリットは感じていないところでございます。

議長（恩田 稔）

9番、吉野徹議員。

（9番）吉野 徹

というのは、指定管理者制度を取り入れて良かったなど、そのように（考えを）お持ちだということで考えてよろしいのですね。

では、ちょっと違った面からお聞かせください。リスクの分担について教えてください。指定管理料を含め、修繕・修復は、もちろん町の一般財源からの持ち出しとなるわけでありまして、これの分担を決める上で、本当に幅広い、現状とかそういった把握の必要性が生じてくるということで、今、副町長にも（答弁）いただきましたけれども、これの協定というのは町が全部作るわけですね。そして、相手方と協定の中でお決めになって進めていただけると、このように思っておりますけれど。もちろんこういった町の施設でありますので、小規模修繕から大規模修繕、そして、あってはいけないのですけれど、災害時での修繕・修復等です。明確に記載をされている協定で組まれていると思っておりますけれど、そういった分担の基準については、どのようなことでお決めになる、どんなことからそういった試算を出しておられるのですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

これは指定管理者の施設ばかりではなくて、委託している施設もございますが、相手方と町とで協議したなかで、契約を結ばせていただいているところでございます。

議長（恩田 稔）

9番、吉野徹議員。

（9番）吉野 徹

もちろん指定管理者制度を用いるに当たりましては、議会の承認が必要でありますので、ただ、議会側にこういったものについては全く見せていないわけでありまして。そして、最後にお話をしようと思うのですけれども、この指定管理者制度をしておられる施設の皆様方から1年にいっぺん年度末に、そういった報告を町行政のほうにいただいていると思うのです。利用人数とか、住民や利用する方からどんな苦情があったとかなかったとか、全てそういったなかで、町のほうに報告をする義務が確かあると思ったのですけれども、そういった点は、今、指定管理をされている施設の皆様方から町のほうにきちんとそういった報告はあるのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

そこに収支が生じる、例えば、ニュー・グリーンピア津南の駐車場とかクアハウス津南等、それぞれ報告を受けているところでございます。

議長（恩田 稔）

9番、吉野徹議員。

（9番）吉野 徹

これもまた後ほどお聞きしますが、そうなりますと、報告を受けるなかで、施設の事業税にちょっと関係をしてくると思いますね。例えば、その指定管理者制度をしている施設の皆様方は、事業によって事業収入があるわけですよ。そうすると、資産割に関すると思われましてけれども、どのような協定書の中でお決めになっているのでしょうか。これは一例ですけれども、指定管理者が利用料金や自主事業による収入のみで管理運営をしておられる場合、その施設につきまして、これは課税対象になるのですか、非課税対象になるのでしょうか。教えてください。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

利用料金をどちらに持っていくかというお話なのでしょうけれど、ニュー・グリーンピア津南さん、スキー場の部分は利用料金はスキー場で取っておりますので、当然、税金は納めているというところでございます。

議長（恩田 稔）

9番、吉野徹議員。

（9番）吉野 徹

副町長からそういったことをお答えいただいたのですが、指定管理者が利用料金と自主事業や指定管理料の運営を行っておりますね。指定管理料がその売上げの運営費の50%以上超えた場合には、それは非課税になるのですか、課税なのでしょうか。その事業税として、その施設は。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

すみません。私、そこら辺は分かりませんが、もし、税務町民課長のほうで分かるようであれば、お願いしたいと思います。

議長（恩田 稔）

税務町民課長。

税務町民課長（小島孝之）

指定管理者の事業税の関係ですが、私も細かい所まで把握してございませんので、誠に申し訳ございません。その辺について、また確認をさせていただいて、後でお答えさせていただきます。

議長（恩田 稔）

9番、吉野徹議員。

（9番）吉野 徹

すみません。そうしましたら税務課長、総収入のうち、町からの委託管理、そして自分で事業をやった分、それが50%以上になった場合、それも課税対象になるのですか、非課税になるのですか、併せて教えてください。

それから、ちょっと戻りますけれど、先ほど副町長から、「この指定管理者にならない普

通の一般の賃貸契約の町の施設についても同じような取り扱いをしておりますよ。」というようにお答えをいただきました。そういった普通財産の中で、公有財産として若しくは普通財産として、町でいろんな観光施設もあるわけでありましてけれども、例えば委託管理、賃貸契約をして委託管理をしている施設もあると思っております。そういったところは、きちんと年度末に「このぐらい利用がありまして、このぐらいの売上げがありました。そういった問題ではこのぐらい、こういったいろんな問題が起こりました。この部分については、絶対修繕・修復は必要ですよ。町でお願いしたい。」と、そういった年度末にきちんとした売上げを含む、町に対してのそういった書類というのは、町の賃貸契約をしておられる施設は全て町に毎年出されていると思っておりますよ。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

萌木の里とかりバーサイド津南等が委託、お願いしているところでございますが、その決算報告等は各課のほうに、私のほうでは把握しておりませんが、事業課のほうで報告を受けているものと認識しているところでございます。

議長（恩田 稔）

9番、吉野徹議員。

（9番）吉野 徹

それはちょっとおかしいのではないかな。というのは、担当課が出しておられるのであれば、町長、副町長がそれ向かって総務課を通しまして、きちっと目を通して新年度の、例えば、賃貸契約、修繕・修復、その賃貸料、委託管理料、そういったものをお決めになっているということでもありますので、それは担当課ではなくて、総務課を通しまして副町長のほうできちんと目を通すべきではないかなと私は思うのですが、この点については、今までずっとそういったやり方でやってこられたのでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

当然、予算要求のときに施設の委託管理料を精査するわけでございます。そこで各課から現状等を聞きますし、どういう所の修繕が必要かは精査するなかで予算査定をしているところでございます。

議長（恩田 稔）

9番、吉野徹議員。

(9番) 吉野 徹

本当に順番がバラバラでありますけれど、では、指定管理費の対価につきまして、指定管理者制度に乗っかってその施設を運営していただいていることに対する対価について、どういった基準をもって試算をされておられるのでしょうか。もちろん、先ほどもちよつと触れたのですけれど、そういった施設の指定管理者との協定につきましては、町が責任を持って立案でしょうか、そういったものを製作し、指定管理を受けていただく施設の方と協定を結ぶわけですね。ですから、これはもちろん町が決めているわけだと思っております。その対価について、しつこいようですけれど、そういった基準はどのようなことでお決めになっていますか。

議長 (恩田 稔)

副町長。

副町長 (根津和博)

それぞれの指定管理を受けている団体が当然収支報告をするわけでございますし、当初予算をするときには、各課がその指定管理者の団体に対してヒアリングを行うなかで、正当な予算要求をしていく、そのなかで我々は査定をしていくというところでございます。

議長 (恩田 稔)

9番、吉野徹議員。

(9番) 吉野 徹

先ほど、副町長のほうからも町の観光施設につきまして何点か名前が上がりましたけれども、そして全体を含め、一番最初に副町長からお答えをいただきました指定管理者制度に対しても、普通の賃貸契約ですか、維持管理よりも良かったのではないかなと、そんなふうに私は受け止めました。一番最初に町長のお答えがなかったのですけれど、町の観光関連の施設につきましては、こういう制度にこれから取り組んでいこうかなという、そういったお考えは全然ないのでしょうか。

議長 (恩田 稔)

副町長。

副町長 (根津和博)

指定管理者制度ができてから相当年数もたちまして、以前、吉野議員からも御指摘、御指導いただいたこともありますが、PPPとかPFIの方式も当然出てくるわけでございます。自治体によっては、指定管理制度を一旦全部廃止して直営にするなかで、新たな経営手法を模索するという自治体もございますので、その施設によって、どのような手法が良いのか、指定管理が良いのか、PFI・PPPが良いのか、なかなかそれを受け入れる団体は、こういう小さい町村では難しいかもしれませんが、それが委託のほうが良いのか、そこら辺は施設によって最適な手法を検討していくというところでございます。

議長（恩田 稔）

9 番、吉野徹議員。

（9 番）吉野 徹

今ほどのお答えの中で、町のそういった施設につきましては、民間の方々の中で PPP・PFI のそういったことも考えていきますよということなのですが、今回、事業見直しということは町から出していただきました。本当に私たち議会としては期待をしているのであります。そういったなかで、全ての民間施設につきまして、事業見直しということで始めて、まだ進めておられるわけでありまして、そういったものを全て含めたなかで担当課のほうで検討し、これから町全体の方向性とのなかでお進めになると、そういったことで捉えてよろしいのですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

先般の全員協議会で総務課長が多分説明したかと思っておりますけれども、公共施設も見直しの対象としておりまして、その指定管理等は別にしても、除却とか、統廃合、規模縮小の検討はしていかなければならないと思っております。

議長（恩田 稔）

9 番、吉野徹議員。

（9 番）吉野 徹

私は、今まで本当にしつこいように、この町の公共施設につきましては、決められた町財源の中でのそういった取組につきまして、お聞かせをいただきました。そして、これから 30 年後、40 年後、これも町長からそういったなかで書類を頂きまして、同じような施設を維持するには 800 億円ぐらい掛かるとか、あと、どうしてもそうなった場合に、国県のお力をいただいても 303 億円足りないとか、毎年 20 億円以上の修繕・修復費が必要ですよというようなお話もいただきました。そのなかでの今回の事業見直しだと思っておりますけれども、先日、全員協議会で総務課長からそういったなかでお話をいただきました。その時も本当に議会としては、もっと思い切った施策をやっていただきたいという、そういった議員の意見もございました。今回、そういったなかでお尋ねさせていただくのですが、先ほど町長からお聞かせいただきましたが、確か公有財産の普通財産につきましては、行政財産と違って本当にその財源を基にしている。これから住民のために売却もあるし、PPPとか PFI の民間資金を入れたなかでの運営を考えていくというお話を副町長からもいただきましたけれど、これは本当に町の今ある全ての施設につきまして、公共施設個別計画も見させていただきまして、そういった施設について、全部精査を進めるということで考えてよろしいのですか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

来年度にかけて、コストが掛かっている施設については精査していきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

9番、吉野徹議員。

（9番）吉野 徹

しつこいようですみません。そうしましたら、今、町の指定管理の施設につきましては、この決算表の一番後ろに付いているファイルを頂きましたが、そういった指定管理にしましても、別に住民の皆様方からそういった苦情はなかったし、それを受けておられる施設の管理をしておられる方からもそんな報告を受けて、あんまり大きな問題はなかったということでお話いただきましたけれど、私は、指定管理者制度を取り入れることによって、もちろん町の財源の縮減が図れるのではないかと考えておりますし、住民へのサービスの定着等がやっぱり普通の賃貸契約ですか、普通の施設管理業務のなかで、普通の貸している賃貸契約とは違って、こういった制度を入れて、1年にいっぺん責任を持ったかたちで町行政のほうに報告していただき、そして、住民へのアンケート調査ではないのですけれど、「この施設が地域にあって良かったな。この地域のやっぱり核になっているよ。」というような、そういった住民の思いというものも、これは町として、その施設を管理をさせていただいている方に伝えることも指定管理の場合にはできます。だから、指定管理制度を取り入れたらいかがでしょうかということなのです、私の思いは。そういったなかで、繰り返すのですけれども、最初から民間のPFIとかPPPとか、そういったのは難しいと思います。小さな町には難しいと思いますけれども、やっぱりこういった新しい制度に取り組んで本当真剣に考えていただきたいと思っております。そんななかで、ぜひとも町議会で、この問題につきましては本当にざっくばらんな思いのなかで教えていただきたいと思えますし、指定管理の報告でしょうか、業務報告でしょうか、そういったものをぜひ議会にも提示をしていただきたいと思うのです。副町長が担うのではなくて、やっぱりその関係の部署の皆様方が持っていらっしゃるのだとしたら、やっぱり議会にも1年にいっぺんの報告をいただきたいし、町の施設をお借りするなかで、例えば、1年間のニュー・グリーンピア津南さんをはじめ、いろんな施設や売上げがあったり、こういった資料があって、今回は赤字に、今回はプラスになりましたとか、そういう決算報告が出ている所と全然出ていない所があるのではないですか。そして、賃借料を頂いている所と全然頂かない所、ただ修繕・修復・補修だけ、町の施設として町がしておられる施設、本当にバラバラですよ。町の公の施設なのですけれど、もうバラバラです。だから、そういうところをやっぱりきちんとしたなかで、ぜひ運営をして考えていただきたいと思っています。30分たちましたのでやめますけれど、それだけお約束をしていただければ大変有り難いと思うのですけれど、

ど、いかがでしょうか。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

各指定管理者からの報告については、一応町に報告する義務がありますのでいただいていますけれども、それを議会に報告していいか、提示していいかというのは、相手方の承認とかオーケーが出ればできるのかなと思っています。そこら辺は、それぞれの指定管理者に聞いてみたいと思っていますし、指定管理者制度もやっぱり経費縮減、経費削減は大きいメリットでございますけれども、それによってサービスの質が低下することはあってはならないと考えておりますので、そこら辺もございます。サービスに継続性がないと、指定管理者制度をやったことで住民のサービスが低下するということはあってはならないことですので、そこら辺は十分に注意しながら、本当に指定管理制度がこの施設に対して一番良いのかどうかというのは研究・検討するなかで決めていきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

9番、吉野徹議員。

（9番）吉野 徹

最後にしたいと思うのですけれど、今、副町長からそういった住民のサービスを目的に、福祉サービスを目的に作られた施設、この指定管理者制度でありまして、そういうところは本当にそのために住民に対してのアンケート調査とか、町が直接にその施設にこういった注文をつけるというのは失礼な言い方ですけれども、そういったなかで、通常の一般の委託管理よりも、この指定管理制度というのは、もっともっと町が入っていけると思うのですよね。だから、住民に対して、例えば、施設を使おうと思って行ったのだけれど断られましたとか、そういうことは絶対あってはいけないことでありまして、そういうことにつきましては、もちろんその業者とは契約破棄ですよね。そういったなかで、やっぱりある程度きつい点もありますけれども、そういったなかで、やっぱりきちんと行政として責任を持っていただけるのではないかなと、私はそう思っております。ぜひとも、この制度を進めていただければと思っておりますので、町長はいかがでしょう。

議長（恩田 稔）

町長。

町長（桑原 悠）

議員の質問の延長線上にどういった方向性が出てくるのだろうかというふうな思いで聞いていたのですけれども、要はきっと、人口が減少していきますので、今日、お一人目の久保田議員の質問にもありましたけれども、2040年6,000人台になるわけです。そのときに、何かこれから新しいことをやろうかと言っても、今の状態では難しいわけですよね。だか

ら、それまでに、やはりいろいろと整理しておく必要があるのだろうということだと思いますし、津南町の中だけではない、ちょっと広い視野で見ますと、今 1,700 ある自治体のうち、2040 年頃、自治体数はもう 1,000 を切りますので、そういったなかで、こういった津南町に住む町民の皆様の基本的な住民サービスをどうやって守っていくかというところの議論がもう避けて通れないよということを、そういう思いで御質問されているのではないかというふうに思います。今ほど、副町長が申し上げたとおりですけれども、私ども地方の中山間地の自治体、周りに大都市があるわけではなくて、民間サービス事業者が限られておりますので、ある程度鑑みなければいけない部分が大都市よりは多いのかなと思っております。それにしましても、民の力も借りながら連携してやっていくということだと思いますので、適切なそれぞれの施設について判断をしていければというふうに思っております。

議長（恩田 稔）

以上で本日の日程は全て議了いたしました。

明日は定刻の午前 10 時に開議することとし、本日はこれにて散会いたします。

—（午後 3 時 38 分）—